ISSN 1881-2082

地域研究

Regional Studies

2017年3月

No.19

沖縄大学地域研究所

目　　次
Contents

〈調査報告〉
嘉　納　英　明：沖縄の集落における子育ての共同組織に関する研究（その１）
　―名護市・宮里幼児園の保育士からの聞き取り―…… 1
KANO Hideaki, A nursery school study in the community of Okinawa（Ⅰ）
　―Interview with teachers in Miyazato nursery school in Nago city―

嘉　納　英　明：沖縄の集落における子育ての共同組織に関する研究（その２）
　―名護市・宮里幼児園の保護者からの聞き取り―…… 13
KANO Hideaki, A nursery school study in the community of Okinawa（Ⅱ）
　―Interview with parents in Miyazato nursery school in Nago city―

〈論　文〉
横　山　正　見：「語り」と「物語」が織りなす授業の一考察
　～沖縄大学「障がい原論」参加者のライフヒストリーから～…… 21
YOKOYAMA Masami, A study on practice of the class based on “storytelling” and “stories”.
　―Focus on life-history interview about “Disability principle class” participants of the Okinawa University―

〈研究ノート〉
小西　吉呂・外間　淳也：性刑法に関する一考察
　―改正「要綱（骨子）第三の罪」を中心に―…… 43
KONISHI Yoshiro, HOKAMA Jyunya, A Study of Sexual Criminal Law on Sex Crimes
　―Focusing on the Outline No.3 of Criminal Law Reform on Sex Crimes―

〈調査報告〉
牧　　洋一郎：南北大東島を旅して（1）―南大東島 …… 61
MAKI Yoichiro, Take a trip to Kita and Minami Daito-Jima（1）
　―Minami Daito-Jima

巻　頭　言

『地域研究』第19号をお届けいたします。ご寄稿いただきました皆様、ご協力いただきました皆様に心より御礼申し上げます。

今回の編集作業に携わって、本紀要のユニークさを実感しました。あくまで琉球弧およびアジア地域を対象とするという限定性をもちつつ、しかしその地域的課題を多様な研究的視点から探求する。今回もまたその特色を見事に発揮したラインアップとなりました。例えば離島の地域性とサトウキビ農業について、あるいは性犯罪をめぐって議論されている刑法の新設規定についてなど、いずれもこの地域と強く結びついた課題をそれぞれの研究領域から掴み出し、明らかにしようとする興味深い論考です。

本紀要がもつユニークさに加えて、今号では研究活動それ自体の意義も再認識させられました。それは今日の社会状況とも多分に関連します。日本社会あるいは世界情勢に目を向けると、事実を軽視し強弁によって主張を通そうとしたり、あるいは差別的・排他的姿勢を正当化し居直ったりする風潮が広まっています。フェイクニュースが安易に語られ、都合のよい情報を吹聴しようとする様子は、ポスト・トゥルースなどとも言われました。

特に権力を背景に強引な主張を展開したり、一部の人たちに都合のよい情報を押し通すことは、言うまでもなく民主主義的な営みを否定し、市民の権利や尊厳を蔑ろにするものです。そうした雰囲気が広がる今日だからこそ、逆に一つひとつの真実に耳を傾け、当事者や現場の声、あるいは課題を深く掘り下げる議論に基づいた地道な研究活動が求められているのではないでしょうか。今回掲載された、公民館幼稚園の役割と地域の結びつきを明らかにした研究は、職員と保護者の言葉を丁寧に聴き取り、考察を導き出しています。あるいは本学の授業参加者のライフヒストリーを分析した研究では、当事者の葛藤や経験の編み直しを描き出し、その「物語」の可能性を論じています。当事者の「声」や「言葉」に耳を傾ける、あるいはそこにこだわることの重要性を改めて感じました。

さて、沖縄大学は「私立大学研究ブランディング事業」という形で、沖縄の貧困問題への対策事業を本格的にスタートさせました。具体的な実践を通して貧困という社会的・歴史的課題に切り込むことは喫緊の課題ですが、それと合わせて、研究機関としてやはり一つひとつの声、一人ひとりの言葉を元に「真実」を明らかにして行くことも重要です。本紀要がそうした営みを支える媒体として位置づけられることを、引き続き期待したいと思います。

地域研究所
副所長　宮　島　　基

巻　頭　言

『地域研究』第19号をお届けいたします。ご寄稿いただきました皆様、ご協力いただきました皆様に心より御礼申し上げます。

今回の編集作業に携わって、本紀要のユニークさを実感しました。あくまで琉球弧およびアジア地域を対象とするという限定性をもちつつ、しかしその地域的課題を多様な研究的視点から探求する。今回もまたその特色を見事に発揮したラインアップとなりました。例えば離島の地域性とサトウキビ農業について、あるいは性犯罪をめぐって議論されている刑法の新設規定についてなど、いずれもこの地域と強く結びついた課題をそれぞれの研究領域から掴み出し、明らかにしようとする興味深い論考です。

本紀要がもつユニークさに加えて、今号では研究活動それ自体の意義も再認識させられました。それは今日の社会状況とも多分に関連します。日本社会あるいは世界情勢に目を向けると、事実を軽視し強弁によって主張を通そうとしたり、あるいは差別的・排他的姿勢を正当化し居直ったりする風潮が広まっています。フェイクニュースが安易に語られ、都合のよい情報を吹聴しようとする様子は、ポスト・トゥルースなどとも言われました。

特に権力を背景に強引な主張を展開したり、一部の人たちに都合のよい情報を押し通すことは、言うまでもなく民主主義的な営みを否定し、市民の権利や尊厳を蔑ろにするものです。そうした雰囲気が広がる今日だからこそ、逆に一つひとつの真実に耳を傾け、当事者や現場の声、あるいは課題を深く掘り下げる議論に基づいた地道な研究活動が求められているのではないでしょうか。今回掲載された、公民館幼稚園の役割と地域の結びつきを明らかにした研究は、職員と保護者の言葉を丁寧に聴き取り、考察を導き出しています。あるいは本学の授業参加者のライフヒストリーを分析した研究では、当事者の葛藤や経験の編み直しを描き出し、その「物語」の可能性を論じています。当事者の「声」や「言葉」に耳を傾ける、あるいはそこにこだわることの重要性を改めて感じました。

さて、沖縄大学は「私立大学研究ブランディング事業」という形で、沖縄の貧困問題への対策事業を本格的にスタートさせました。具体的な実践を通して貧困という社会的・歴史的課題に切り込むことは喫緊の課題ですが、それと合わせて、研究機関としてやはり一つひとつの声、一人ひとりの言葉を元に「真実」を明らかにして行くことも重要です。本紀要がそうした営みを支える媒体として位置づけられることを、引き続き期待したいと思います。

地域研究所
副所長　宮　島　　基

地域研究　№19
2017年３月　1-11頁

The Institute of Regional Studies, Okinawa University
Regional Studies №19　March 2017 pp.1-11

沖縄の集落における子育ての共同組織に関する研究（その１）
―名護市・宮里幼児園の保育士からの聞き取り―

嘉　納　英　明*

A nursery school study in the community of Okinawa（Ⅰ）
－Interview with teachers in Miyazato nursery school in Nago city－

KANO Hideaki

要　旨

名護市の宮里幼児園は、公民館幼稚園の前史をもつ就学前教育・保育の施設であり、公私立園等が整備された今日においても地域の子育ての組織として機能している。幼児園の保育士からの聞き取りによると、保育士は、自身の住む地域活動に連なるものとして保育活動をとらえ、保護者や地域の方との交流を大切にしながら活動している。また、幼児園の運営や方針は、２名の保育士の裁量で決め、保護者の発案を幼児園の活動に取り入れながら、保育士と保護者の信頼と協力関係の中で運営している。保育士と保護者のつながりや保護者同士の関係性も良好であり、幼児園が保護者の居場所になり子育ての相談所としての機能も果たしている。宮里幼児園は、保護者の保育ニーズ（午前中保育）に対応し、その運営には公民館と行政の支援は欠かせないものとなっている。

キーワード：幼児園　保育士　自由保育　信頼関係　保育ニーズ

１．公民館幼稚園の歴史と宮里幼児園

名護市の宮里幼児園（1968年設立）は、認可外の保育園という位置づけで運営され、戦後、集落公民館に附設された公民館幼稚園の前史を有している。現在は、“幼児園”という名称であるが、その前史から、他の認可外とは異なる運営と性格である。こうした公民館幼稚園の前史をもち、“幼児園”として運営されているのは、名護市内で言えば、字宮里と字大南にのみ存在している。公民館幼稚園は、戦後の就学前教育の未整備な時代に、区民による自発的な地域の教育・保育施設として登場し、集落公民館の一室を活用して保育活動が行われた。

* 公立大学法人　名桜大学国際学群教授

1960年代末には、公私立園の整備が進展し、復帰後は、ほぼ姿を消した。公民館幼稚園は、公立小学校附設の公立園への吸収・合併という過程を辿るからであるが、宮里の公民館幼稚園（宮里幼児園）のように、現在においても、地域の子育て組織として機能している事例もみられる。これは、預かる子どもの対象年齢を３～４歳児に引き下げることで（５歳児は公立幼稚園へ入園）、地域の幼少の子どもの教育・保育施設として存在価値を発揮した。これは、当時の字宮里の住民の要望でもあった。

本報告は、認可外として一括りに出来ない、宮里幼児園の存在に注目し、“宮里”という地域において、長年にわたり同園を支える地域住民の力の内実を明らかにする作業として、まず、宮里幼児園の保育士の存在と活動に注目するものである。

２．本調査の目的と方法

現在、少子化の時代を迎え、名護市の子どもの数も減少傾向である。一方、日本復帰後、市内の公私立園の整備は進展した。子どもの預け先としての保護者の選択は広がったが、あえて、認可外保育園＝宮里幼児園を選択する保護者の理由は何であろうか。また、保護者と幼児園・保育士との関係はどのようになっているのか。この問いに迫ることは、宮里幼児園の存在と運営を支える地域の力の内実を明らかにするだけではなく、沖縄において就学前教育に貢献した公民館幼稚園の存在理由をあらためて問い直すことでもある。

本調査は、宮里幼児園の２名の保育士からの聞き取りをまとめたものである。宮里幼児園を含む市内の幼児園の状況、園活動の実際、保育士からみた保護者の子どもを預ける理由、幼児園をめぐる諸課題とこれからの展望等について、半構造化インタビューを試みた。インタビューの内容は、文章化し、被インタビュアーと内容の確認を行った。文末に、２名の保育士の言説から明らかになったことをまとめた。

被インタビュアーと調査日

比嘉　育子（昭和39年生）2016年６月17日、於：宮里公民館
長山　詳恵（昭和38年生）2016年６月24日、於：宮里公民館

３．聞き取りの内容　－保育士／比嘉育子－

＜宮里幼児園との出会いと働き甲斐、他の幼児園との交流＞

嘉納　午前中のお仕事の後、時間を割いて頂き、ありがとうございます。今日は、宮里幼児園で働く保育士さんに焦点をあてて、お話を聞かせて頂ければと思います。早速ですが、比嘉先生は、今の宮里幼児園に勤める前は、何をなさっていたのですか。

比嘉　宮里幼児園の前は、小さな保育所とかで勤めていました。もちろん、保育士の資格は持っていました。当時は、子育て真っ最中でしたね。仕事と子育て。その頃、宮里幼児園には２人の先生がいて、そのうちの若い先生の体調が悪くて辞めたので、それで、私に声がかかったんです。もう一人の先輩の先生は、奥原峰子先生でした。私は、ここ宮

里育ちで、この幼児園の近くに住んでいるので、二つ返事で引き受けました。これまでの幼児園の先生方も、宮里に住んでいて、バトンタッチみたいにして保育士を引き継ぐ感じでした。子育てしながら、ちょっとしたパートみたいなものをしたいなあというときに、この幼児園の話が来たもんですから。４人の子どもがいたので、長時間の仕事が出来ない。幼児園の仕事は、午前中ですから、丁度いいって感じで。保育園だと、早番や遅番などがあったりして、子育てしている人には大変です。自宅からも宮里幼児園は近いし、子育てしながらできるな、という感じで引き受けました。幼児園は、手当の面では、期待できないけど、やはり、保育の仕事は好きですから。保障もないし、悩むところですけど、でも、子育てをしながら仕事ができるというのはいいですね。私自身が、この宮里幼児園の卒園者ですから、顔見知りも多いし、私を小さい時から知っている人も多くて、「あんた、宮里幼児園の先生になったのか」なんて声をかけられたりして。温かく迎え入れられたりしたことも大きかったですね。毎週、火曜日の午後は、おじいちゃん、おばあちゃんの「ゆんたく会（談話会）」があって、私たち保育士がお茶とか出したりするんですけど、そのとき、「あんたの小さいとき、知っているよ」とか言われますね。ちょっと恥ずかしいのですが、嬉しいですね（笑）。

嘉納　幼児園の仕事もしているけど、午後の「ゆんたく会」のお手伝いなど、地域とのつながりもありますね。

比嘉　この地域が好きだし、保育の仕事も好き。それで、幼児園のお仕事もしているけど、あまり、気負い感はないです。地域の活動をそのまましている感じです。確かに、ガツガツ働けば働くほど、お金は入るし、やはり、お金は必要ですよね。ちゃんとした所で働けば、きちんとお給料もあって、生活の保障もある。それも魅力です。でも、この子どもたちの保育もしたいし、親たちとのつながりも大切ですし。

嘉納　名護市内の幼児園の数ですが、現在、どれぐらいありますか。

比嘉　今、市内には、２ケ所あって、ここの宮里と大南ですね。５、６年程前までは、大東にもあったんですが、現在は学童になっています。15年程前に、私が宮里幼児園に勤め始めたときには、宮里、大南、大東、東江の４園ありましたが、丁度、私が宮里に入った年に、東江を閉めるということで、そこの職員さんが挨拶に見えられていましたね。合同の運動会も出来ないということで。子どもの数が少なくなったからというのが理由でしたね。東江は、学童になりました。その頃、宮里、大南、大東で毎年10月頃に幼児園の合同の運動会を、５、６回程、しましたね。大東はなくなったので、今はもう、合同の運動会はないですね。

嘉納　大南の幼児園の先生方との交流はあるのですか。

比嘉　研修とかで顔を合わせますね。「認可外保育園」対象の研修会ですね。この前、宜野湾市のコンベンションセンターで研修があって、子どもの人権についての講話とか、保育園をめぐる運営の問題とか。市役所からの補助は、私たち保育士への直接的な補助で

はなくて、研修費とか、子どもへのおやつ代とかの補助です。幼児園は、「認可外保育園」という枠でとらえられていて、といっても、他の「認可外」とは、ちょっと違いますよね。「認可外保育園」の名簿の一番下に幼児園がある感じです。他の「認可外」よりも補助は少ないと思いますよ。宮里幼児園は、午前中のみの子どもの預かりですから。ここでは、歯科検診は年に１回、内科検診は年に２回あるんですけど、これの補助ですね。県の立ち入りもありますね。「認可外保育園」としての立ち入りですけど、県も、難しいと思いますよ。「認可外」とはなっていますが、他の「認可外」と同じではなく、ここは、公民館幼稚園ですから。

＜子どもを預ける理由と保護者との関係＞

嘉納　幼児園に子どもを預けている親は、地元の宮里の方が多いのですか。

比嘉　以前は、宮里が大半で、少し、区外の宇茂佐（うむさ）や為又（びいまた）から来てましたね。最近は、羽地（はねじ）からとか、区外からが多いですね。親のことも知っていることも多かった。特に、宮里に住む親には、「屋号」のことを聞いたりして、「ああ、あんたは、誰々の子どもだね」って。今は、大半が区外ですけど。宮里は、子どもの数が少なくなったというのもあるし。羽地から来ている方は、４名の子どもがいて、上の子は別の保育園。２番目と３番目は、ここの卒園で、いま、４番目の子がいるんですね。羽地は名護市だけど、遠いですね。それでもここに来ています。この方は、県外の方ですね。あんな遠いところから、午前中のためによく頑張っているよね、と冗談で言ったりしてますよ（笑）。

屋号＝一門・一家の特徴を基に家に付けられる称号

嘉納　現在の幼児園の子どもは何名ですか。

比嘉　今は、13名で、今日、一人入園しましたので、14名になりました。４歳児が６名、３歳児が４名、２歳児が４名です。毎年、４月は14、15名来るのですが、今年の３月は８名だったので、例年よりは少なかったですね。子どもが少ないので、もう一人の保育士の長山詳恵さんと「子どもが少なくなってきているから続けられるかね、どうなんだろう」という話をしてました。これまで、上のお兄ちゃん、お姉ちゃんが入園していたので、下の弟、妹も入園してくる感じですね。だから、子どもが少なくなったからといって、「今年、急に閉めます」というのは、いえないですよね。でも、毎年、10名ぐらい入園して、だんだん増えて、20名ぐらいになりました。他の保育園にいたけれど、入園したいとか、区外からの申し込みや、また県外からの移住者からの申し込みもありますね。県外から仕事関係で来たけど、保育園に申し込みをしたけど一杯で入りきれない、それで宮里にきたとか、ですね。また、「保育に欠ける」という条件があって、それを満たしていないので保育園に入園できない、それで、宮里の幼児園に来たとか、理由は様々ですね。

嘉納　市内には、沢山の保育園がありますが、なぜ、この宮里幼児園を選ぶのでしょうか。

比嘉　子どもの友達が入っているとか、また、幼児園の隣の公民館の駐車場が広くて乗り入れし易いとかあると思います。親が宮里に尋ねに来たとき、「自分たちの幼児園は昭

和の作りで立派なものではないのですが」と言ったりしてますよ。親も何ケ所もまわって、ここに来たりしてますね。保育料が月額8,000円というのもあるかもしれないですね。安くて、午前中、子どもを預かるという条件も親にとってはいいかもしれないですね。他の保育園のことはよくは知らないのでなんとも言えませんが。

嘉納　保育料が先生方のお手当になるのですよね。

比嘉　そうですね。子どもの保育料をもう一人の保育士さんと分けて、それが給料になります。幼児園の光熱量は公民館が負担していますので、区外の子どもは区費の650円を加算して頂いていますね。もちろん、宮里の子どもは、別に区費を納めていますので、8,000円のみですね。

嘉納　宮里幼児園の子どもを預かる時間はどうなっていますか。

比嘉　宮里は、午前中ですね。平日は、午前は８時30分から12時までですね。木曜日は、お弁当会で午後１時までです。だから、お母さん方は、午前中家事をしてお迎えに来るとかですね。子どもにとっては初めての集団生活で、とても勉強になるし。家にずっといるよりも、幼児園で他の子どもたちと遊べることもメリハリがあって、いいんじゃないかと思いますね。いきなり、幼稚園に行くよりは、ここで、集団生活に慣れて、そこから幼稚園に行くのがいいのかなと思います。

嘉納　保護者の幼児園に対する協力関係はどうでしょうか。

比嘉　とても協力的ですね。３，４名程、お手伝い係みたいなお母さんがいて助かっています。また、お母さん同士がとても仲がいいんです。子どもを迎えたあとも、公民館の室内のロビーでおしゃべりをしたりして、すぐには帰らないですね。子どもを通して親同士がつながったりして、帰りにお茶したり、また休みの時には、子どもを連れて公園で遊んだりしたりとか。ラインでつながったりしてます。県外出身の方もいらっしゃって、その方は、やはり、最初は知り合いや友達はいないでしょう。旦那さんの親戚はいるかもしれないけど、それで、お母さん同士がつながって楽しくしていますね。また、結構、協力的だし、みんなで子どもを育てている感じです。長男と次男は違うとか、男の子と女の子とは違うとか、そんな雑談をしながら、子育ての情報を持ち寄ったりしています。若いお母さんよりも、私たちの方が少し先輩なので、「あーだ、こーだ」みたいな感じで話していますね。卒園したお兄ちゃん、お姉ちゃんは、例えば、運動会の翌日は休みですよね。その時に、幼児園に遊びに来てくれたりしますね。そんな時は、お手伝いをしてもらったり、子どもたちを連れて散歩したりするんだけど、やっぱり、私たちよりも、お兄ちゃん、お姉ちゃんと手をつなげたがりますね。あのお兄ちゃんは、どこの子のお兄ちゃんとか、みんな知っているわけですよ。子どもの数が少ないこともあって、お母さん方も、どの子のお母さんというのがよくわかる。今のお母さん方は、子どもを預けたあとも、ゆっくりおしゃべりして、余裕がある感じで。クリスマスのときには、お母さん方が中心になって、行事を手伝ったり、卒園式の時にはコサージュを作ったりして

くれたり。本当に、みんなでしている感じですね。本当に仲がいいんです。公民館の区長さんや書記さんとも仲がいいですね。

＜宮里幼児園と公民館等との関係とこれから＞

嘉納　公民館からの補助はありますか。

比嘉　少しだけですけど、補助はありますね。教材費とか、行事とかで使って下さいということで、補助はありますね。

嘉納　宮里幼児園の行事には、どのようなものがありますか。

比嘉　一番大きなものは、運動会があります。お遊戯会は、公民館の２階のホールで行いますね。また、公民館の行事には参加しますよ。敬老会の時には子どもがエイサーで参加するとか、豊年祭には、ミチジュネー（集落を練り歩く）があるんですけど、これにも、参加しますね。ミチジュネーは強制ではないんですけど、幼児園の子どもや他の宮里の子どもとか、結構参加しますね。ハッピを着て参加するので、ちょっと面白いですよね、それで、盛り上がりますね。

嘉納　地域から、幼児園に対して要望などがありますか。

比嘉　地域というよりも、数年前、名護市からはケータリングなどを利用して、延長保育はどうかと言われましたが、保育士２人だけだし、給食みたいなものをするのであれば、もっと職員が必要だし。なかなかそこまでは考えが及ばないですね。子どもの数も増えるとは限りませんし。私ともう一人の保育士は、まだ、子育て中だし、無理して仕事をするよりも、自分たちにとって仕事をしやすい環境がいいという感じでやっていますので。またケータリングをすれば、保育料も上げざるを得ないし、公民館の調理場を使うのであれば、それなりの準備と手がかかるし、調理師さんとか。子どもが少なくなる中、いつまで出来るかという考えがあるので、ケータリングのことまでは考えきれないですね。

嘉納　比嘉先生の心配事みたいなものは、やはり、子どもの数が少なくなってきたということでしょうか。

比嘉　そうですね。長山さんともよく話しますね。いつまで、この幼児園はできるかね、なんて。いま、幼児園に３歳児がいるんですけど、この子のお姉ちゃん、お兄ちゃんもこの宮里でした。そうすると、この子が卒園する２年間は大丈夫かな、なんて冗談で話したりしてますね。この子も、こっちがいいって、いっているし。この子が卒園するまでは辞められないね、という話はするね。今年の３月、４月は本当に心配でしたね。来年も、どうなのかな、という心配はあります。大南の先生方と会えば、いつも、そんな話題が出ます。

４．聞き取りの内容　－保育士／長山詳恵－

＜宮里幼児園との出会い、保護者の選択と協力＞

嘉納　お仕事を終えられてのインタビューですが、色々とお聞かせください。早速ですが、

長山先生が宮里幼児園で働くようになったのは、どのようなきっかけでしたか。

長山　私は、独身の頃、東江の幼児園で働いていました。だいたい、４～５年ぐらいですかね。その頃は、東江、宮里、大南、大東、北区、県営のひまわりにも幼児園はありました。市内の幼児園が集まっての合同の運動会もありましたね。今よりも子どもの数は多い時代だった。結婚して、「おめでた」になったんで、そこの幼児園を辞めまして、宮里に住むようになりました。子どもが生まれると、宮里の幼児園に長女を預けました。しばらくして、宮里幼児園の若い先生の体調が悪いということで、私が代わりに宮里幼児園で働くようになりました。半年ぐらいですね。でも、その後、また私は「おめでた」になりましたので、代わりに、比嘉育子先生が来たんです。また、４年後ぐらいに声をかけられて、今では、比嘉先生と私の二人で幼児園をしています。私が、再度、宮里の幼児園に勤めたときには、宮里、大東、大南の３園ぐらいで合同の運動会がありました。昔と比べると幼児園の数は少なくなりましたが、それでも、合同の運動会はしました。普段は、幼児園の行事ですが、運動会は合同になりますから、いつもよりも、にぎやかですね。

嘉納　長山先生が幼児園の先生になったように、幼児園の保育士はどのような形で代わるのですか。

長山　あの先生、辞めるらしいよ、という話が聞こえてくると、だいたい、宮里に住んでいる人に声がかかりますね。地域でバトンタッチみたいに。私の場合は、奥原峰子先生が辞めるということで、代わりに入ったんです。幼児園の先生は、みんな宮里の関係者ですね。奥原先生は元気で、20年ぐらい、幼児園にいたんじゃないかな。奥原先生は、保育士の資格は持っていない方でしたが、ずっと頑張っていましたね。あの当時、資格を持っていない方が圧倒的でしたね。私や比嘉先生は、保育士の資格は持っていますが。

嘉納　幼児園の保育士をやってきて、良かった、と思うことは何でしょうか。

長山　やっぱり、色々な方と知り合えたことは財産ですね。沢山のお母さん方とも知り合えたし。地域のおじいやおばあともよく話す機会もあるし。この仕事は、半分はボランティアですから。

嘉納　宮里幼児園は長い間、続いていますね。公私立の保育園はそれなりにありますが。それって、どうしてなんでしょうか。長山さんなりのお考えを聞かせて下さい。

長山　公立とか認可は、やっぱり、仕事をしているお母さんの子どもが対象ですよね。「保育に欠ける」という条件がありますね。両親とも共働きですね。ここのお母さんは、お仕事をしていなくて、幼稚園や小学校に入る前に、子どもの集団に慣らしたいという希望を持つかたですね。どこか預けるところはないかね、って感じでここを探してきますね。仕事はしていないけど子どもを預ける場所を探して。保護者の入園希望を見てみると、同じ年齢の子どもたちと交流ができるのがいい、と書いています。午前中、子どもを幼児園に預けて、お母さん方は洗濯や買い物をしたり、銀行に行ったりして、自分の

用事を済ますこともできるし。12時になったら、子どもを迎えて、子どもとの時間を過ごすことができるし。また、保育料が安いっていうのもあるかと思う。ここは8,000円だけど、保育園とかは、20,000円とか30,000円とかするでしょう。

嘉納　県外出身の保護者もいらっしゃると聞いたのですが。

長山　そうですね、茨城の方とか、いらっしゃいます。羽地から来ているお母さんも、県外の方ですね。旦那さんが沖縄の人で、それで沖縄に来たんですね。多分、最初は、知り合いもいないけど、幼児園の子どもを通じてお母さん同士が友達になったりして、結構、頻繁に会っているらしい。一緒に遊びに行ったり、子どもを連れてピクニックに行ったり、海に行ったりして。また、月１回の「模合」をして、とてもつながりが強くなっている感じ。以前は、私も、「模合」に参加していましたよ。県外の方も２名いて。その仲良しの保護者がそのまま幼稚園や小学校に行っても、つながっているようで。卒園した子どもも、学校の振替の日には、弟、妹のいる幼児園に遊びに来ますね。公立の保育園に行っているお母さん方は、仕事を持っていて忙しいじゃないですか。子どもを保育園に預けたら、そのまま仕事へ、って感じで。ここは、仕事を持っていないお母さんたちなので、なんか、ゆとりを感じるんですよね。子どもを預けても、お母さん同士、おしゃべりしたりして。時間に余裕があるというのかな、濃い関係があります。公立や認可の場合、お母さん方は、お仕事を持っているので、子どもの調子が悪くて連絡しても、なかなかすぐには迎えは難しいですよね。でも、ここのお母さんは仕事を持っていないので、すぐに迎えに来てくれますね。お母さん方も柔軟というか、やはり、時間にゆとりがあるからでしょうね。

模合＝個人や法人がグループを組織して一定額の金銭を払い込み、定期的に１人ずつ順番に金銭の給付を受け取る金融の一形態のことである。沖縄県や奄美大島で盛んである。

嘉納　宮里幼児園での実際の保育活動について聞かせて下さい。

長山　幼児園は、朝８時30分からお昼の12時までです。木曜日は、お弁当の日なので、午後１時までの活動です。子どもは登園したら、お手拭きタオルを出して、このお手拭きタオルは、毎日、持ち帰るものですね。水筒を置いて、お便り帳に自分でスタンプを押して。その後は、自由遊びですね。自由です。子どもの様子を見て、天候を見て、比嘉先生と決めますね。今日は特に暑かったので、プールに水を溜めて、水遊び。そして、６月生まれの誕生会。一緒に歌を歌ったり、絵本の読み聞かせをしたり。誕生を迎えた子どものお母さんが、自分の子どもの話をしたりして。誕生ケーキも出ます。このケーキの購入費は、市役所からです。おやつ代です。10時ぐらいから、散歩したり、粘土遊びをさせたりします。散歩は、近くです。そして、11時30分には、おやつを食べて、12時に迎えがきますので。おやつは毎日あります。牛乳とお菓子、果物とかですね。

嘉納　お母さん方の幼児園に対する協力関係について聞かせて下さい。

長山　すごく協力的ですね。特に県外のお母さん方はすごいです。園児係といって、３名くらいいるんですけど、何か、幼児園で行事があると手伝ってもらっていますね。運動会の時に着替えを手伝ったりしてもらったり、夏の暑い日、流しソーメンの行事の時には、ソーメンを湯がいてもらったりしています。私たち保育士は、幼児園で子どもの世話が必要なので、隣の公民館の調理室で、お母さん方に麺を湯がいてもらって、運んだりしてもらっています。カレーライスの時にも、幼児園で園児が野菜を切ったりして、お母さん方が調理室で作る、という協力ですね。

嘉納　保育士さんと保護者の関係が近い感じを受けますね。

長山　そうですね。父の日のプレゼント作り、何がいいかな、なんて話題になった時、あるお母さんから「卵の殻」を使った工作はどう、と言われ、これをしました。殻にデザインをするんですね。こうした普段の保育の活動についてもざっくばらんに話題に出来るというのもいいですね。私たち保育士も、公立のような日案とか週案とかいうものがないので。公立だと色々提出物やら、計画案やら作らないといけないけど、もちろん、ここでも少しはありますが、市役所から補助金をもらっているので、だからそういう事務的な負担はありませんね。事務的なストレスがないのは、とてもいいですね。自由な感じです。子どもに合わせて活動が組める、それも比嘉育子先生と相談して決めることができるというのは、嬉しいですね。例えば、散歩の予定が、天候が悪くなったので、室内で粘土遊びや椅子取りゲームに変更したり。これも２人で決めるからいいですよね。自由度が高いですね。日誌はありますよ。２人が話した内容ですが。

＜公民館との関係と幼児園のこれから＞

嘉納　公民館と幼児園の関係はどうなっているのでしょうか。

長山　結構、公民館は協力的ですね。入園式や卒園式は、公民館の２階でしていますが、公民館長さんは園長さんでもあるので、挨拶等は頂いています。最近、公民館長さんが幼児園の庭にパッションフルーツを植えまして。フルーツが出来たら、子どもたちと収穫しようと考えています。今、成長して、網をかけています。幼児園には電話がないので、お母さん方からは、公民館に連絡が行き、そこから幼児園へという形になっています。

嘉納　比嘉先生とは年も近いですね。

長山　そうですね。ひとつしか違わないですね。そのため、色んなことを話しますよ（笑）。特に、幼児園の子どもの数のことなんか、よく話しましたね。３月、４月は、子どもの数が極端に少なかったので、とても心配しました。最近は少し増えてきたので、ほっとしていますけど。宮里幼児園は、３歳児と４歳児が対象で、５歳児は、公立の幼稚園なんかに行きますね。この辺りなら、大宮幼稚園に行き、その後、大宮小学校に行きます。子どもの数が少なかったので、比嘉先生と話をして、２歳児半の子どもも入園させることにしました。ちょっと難しいかな、って思ったんだけど、２歳児半であれば、大丈夫かな、って。この２歳半の子どもが４歳終了までは、この幼児園は続くね、って話して

いますよ（笑）。市内の保育園も随分と増えましたので、いつまで出来るかな、なんて考えながら、続けていますよ。

嘉納　やはり、幼児園では、０歳児から２歳児の保育は難しいのですか。対象年齢を広げると子どもの数は増えるかと思いますが。

長山　市役所からもそういう要望があります。対象年齢を広げると、幼児園の施設をきちんとしないといけないですね。子どもの預かりが午後５時までだと、調理室とか作らないといけないし、そうすると調理員とか、保育士も必要になってくるんで、幼児園としては難しいな、と思っています。費用がかかるし。幼児園は認可外ですけど、施設のために予算がおりてくるかどうかはわからないです。やっぱり､午前中の保育がいいのかな､と思います。役所からは、午後５時までどうかという話はありますが。今の宮里幼児園の設備は、流しとトイレと手洗い場ですね。

嘉納　先生方のやりがいにもふれると同時に、幼児園をめぐる問題についても話を聞くことができました。本日は、ありがとうございました。

５．インタビューを終えて

宮里幼児園の設立は1968年である｡それ以前の公民館幼稚園の歴史を含めると半世紀以上、字宮里の就学前の教育・保育活動を担ってきた地域の教育施設である。今回、２名の保育士の聞き取りから、宮里幼児園を支える力として次の５点を析出した。これをまとめると次のようにいえる（「図１．宮里幼児園を支える力」参照)。

図１．宮里幼児園を支える力

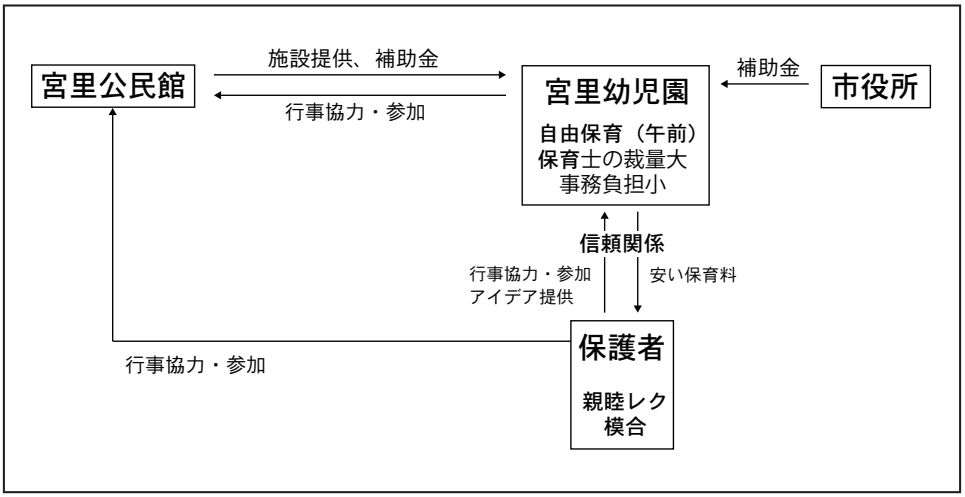

［保育士の地域活動としての幼児園活動］

子どもの保育料が保育士の手当である。２名の保育士がいるので、保育料は折半して手当として受けとっている。このことから、保育士は、生活の主たる手段として幼児園の活動を行なっているのではなく、自分の住む地域活動に連なるものとして保育活動をとらえている。しかも、この活動を通して保護者や様々な地域の方との交流を自分の財産として考えている。

［保育士の保育・教育活動の自由度］

公私立園の組織運営とは異なり、幼児園の運営や方針は、保育士の裁量で決定している。宮里幼児園では２名の保育士の裁量により、園の方針や内容が決まり、しかも柔軟に対応できる余地を十分に残している。保護者の発案を幼児園の活動に取り入れ、保育士と保護者の協力関係の中で展開されている。

［保育士と保護者の関係性］

保育士は地元出身者若しくは在住者であり、地域との関係性も深い。保護者も保育士に対して信頼を寄せており、園活動に対しても協力的である。しかも、小規模認可外であるため保護者間の意思疎通も十分確立しており、園外での保護者のつながりもある。また、幼児園が保護者の一種の居場所となって、子育ての相談所となっている。

［保護者の午前中の保育ニーズ］

認可園等は、「保育に欠ける」ことが条件となっている。宮里幼児園に子どもを預ける保護者の中には、認可園の条件をクリアできないがために訪れる者も多分にいるが、元々、午前中のみの保育サービスを望む保護者の存在もある。保護者は、午前中の自由な時間を望み、あえて、宮里幼児園を選択する者もいる。

［幼児園の協力機関］

幼児園の運営には公民館と市役所の協力は欠かせない。公民館からは施設提供と補助金が充てられ、市役所からも一部補助金が支給されている。これにより、保育料のみで対応できない園活動の充実が図られている。

［本調査は、科学研究費補助金（課題番号：16K04560）による成果の一部である］

地域研究　№19
2017年３月　13-20頁

The Institute of Regional Studies, Okinawa University
Regional Studies №19　March 2017 pp.13-20

沖縄の集落における子育ての共同組織に関する研究（その２）
―名護市・宮里幼児園の保護者からの聞き取り―

嘉　納　英　明*

A nursery school study in the community of Okinawa（Ⅱ）
－Interview with parents in Miyazato nursery school in Nago city－

KANO Hideaki

要　旨

名護市の宮里幼児園は、公民館幼稚園の前史をもち、法的には認可外園の位置づけである。宮里幼児園に子どもを預ける理由について、保護者は、保育料の安さや幼児園の自由な雰囲気とゆとりが魅力であると語る。また、午後までの延長保育の要望はあるものの、保護者の保育ニーズ（午前中の保育）にほぼ対応していること、園内外での豊富な体験活動があること、保育士と保護者の意思疎通が十分構築され保護者の相互のつながりがあること、幼児園の活動がよく見えるという理由により、保護者は、宮里幼児園に子どもを預けている。

キーワード：保育料　自由な雰囲気　保育ニーズ　つながり　活動の透明性

１．本調査の目的と方法

本調査は、「沖縄の集落における子育ての共同組織に関する研究（その１）―名護市・宮里幼児園の保育士からの聞き取り―」に続き、名護市の宮里幼児園に子どもを預けている保護者からの聞き取りの報告である。「研究（その１）」では、幼児園の保育士に焦点をあてて聞き取りを行い、その結果、保育士は自然体で地域活動につながる意識で保育活動に従事し、園内の保育・教育活動の自由度の高さを語った。保育士と保護者の関係性についても良好であり、保護者の午前保育のニーズに応えていること、そして、宮里公民館の理解と協力によって運営されていることを述べている[(1)]。

* 公立大学法人　名桜大学国際学群教授

今回の調査は、宮里幼児園の保護者の中から３名に依頼し、半構造化インタビューを用いて、幼児園選択の理由、保護者と幼児園（保育士）との関係性、保護者から見る幼児園への要望を中心に語って頂いた。文末に、３名の保護者から聞き取ったことをまとめた。

インタビューの期日と会場

2016年（平成28）７月14日（水） 会場：宮里公民館

被インタビュアー

保護者Ｔ（埼玉県出身、名護市字羽地在住、沖縄移住８年目、20代）

保護者Ｎ（沖縄県出身、名護市字宮里在住、30代）

保護者Ｉ（茨城県出身、名護市字大北在住、沖縄移住３年目、30代）

２．聞き取りの内容

＜宮里幼児園に子どもを預ける理由＞

嘉納　忙しい中、本日は公民館に集まって頂き、ありがとうございます。今日は、宮里幼児園に子どもを預けている保護者の皆さんからお話を聞きたいと考え、幼児園の先生方にセッティングをお願い致しました。早速ですが、Ｉさんの方から、簡単に自己紹介をお願い出来ますか。

Ｉ　茨城出身のＩです。20代から横浜に住んでいて、２年半前に沖縄に引っ越して来ました。沖縄在住３年目に入っています。今は、名護市の大北に住んでいます。

Ｎ　宜野湾市出身のＮです。子どもの頃に名護市に引っ越して来まして、今は、宮里に住んでいます。

Ｔ　埼玉出身のＴです。旦那が伊佐川出身で、８年前に沖縄に来て、今は、羽地に住んでいます。

嘉納　早速で恐縮ですが、名護市内には、多くの保育園がありますが、なぜ、宮里幼児園を選んだのでしょうか。

Ｔ　私の場合、友達の紹介で、宮里幼児園を知りました。２人目の出産の時に沖縄に来ました。沖縄は埼玉と勝手が違って、埼玉では３歳から幼稚園に入るのが普通なんですね。上の子はそのつもりで沖縄に来たんですが、沖縄の幼稚園は５歳になってから、しかも１年しかない。５歳児入園なので、まだ入れないので、子育て支援センターに上の子を連れて行っていました。上の子が幼稚園に入った時には、沖縄で生まれた子は３歳ぐらいだったんですね。その時には、また子育て支援センターに行っていたんですが、物足りなくなって。友達がたまたまこの宮里幼児園に通っているのを聞いて。その友達は、あちこちの保育園をみてまわって、この宮里幼児園は、昔の遊びとか、色々教えてくれるというので、決めたようなんです。それで、私は、宮里幼児園を見学しようと思って、行ってみたら、子どもが純粋に気に入ったようで、また子どもの友達が入ったということもあって、宮里幼児園に決めました。今、その子は、小学校２年生ですが。３番目の

子は、今、幼稚園なんですが、その子も宮里幼児園にお世話になって、そして、一番下の子が宮里幼児園に通っています。４人の子どものうち、上を除いて、宮里幼児園ですね。

嘉納　幼児園の見学の時、園の雰囲気が気に入ったということですか。

Ｔ　そうですね。先生の人柄と園の雰囲気。そして、私は内地から来て、出産したばかりで仕事がなかったということもあって。親も側にいないので。慌てて、保育園を探さないといけない、ということもなかったんですね。仕事をしていないので、認可園は難しい。認可園は、両親が仕事をしていないと難しいでしょう。子どもが小さいうちは、がっつり、仕事をしたら、子どもと一緒にいられるのは少なくなるし、子どもに何かあったときには、仕事上、すぐには行けないですよね。身内が近くにいないので、バリバリ仕事をするということは考えていなかったですね。それで、旦那と相談して、下の子どもまでは、仕事をしていなくとも、幼児園だったら入園できるということで、決めました。

嘉納　保育園だと「保育に欠ける者」が対象になりますけど、幼児園の場合、そうした条件はありませんよね。

Ｔ　そうなんです。それで、宮里幼児園に決めました。最初の見学の時の園の雰囲気が良かったから、下の子まで宮里幼児園に、と決めました。今、３歳なのであと２年間は大丈夫ですので、そのあと、仕事をしようかな、と考えています。

嘉納　幼児園の午前中の保育は、満足していますか。

Ｔ　本当のことをいったら、昼過ぎまでは預かって欲しいですね(笑)。(他のＮ、Ｉも頷く)。木曜日は、弁当持参で午後１時まで預かっているので、他の平日も、家からおにぎりを持たせてもいいから、午後１～２時ぐらいまでは預かってもらえると嬉しい。今は、それが出来ていないのですが、だからといって、別の園を探そうという気にはなれないですね。保育園だと、夕方まで預かるのですが、やはり、子どもとのつながり、自分の側におきたいということもあって、保育園にフルで預けることは考えていないですね。自分は、３～４歳ぐらいまでは、親と一緒に過ごす時間は貴重かな、と考えていますので。午後、たっぷり、子どもと過ごせるのは、すごくいいです。預けるのに、午後５～６時までは、長いかな、と。

Ｎ　私が子どもを宮里幼児園に預けた理由は、ほぼ、Ｔさんと同じですね。やっぱり、最初、子どもの預け先として保育園を考えたんですけど、夕方まで預けるのはどうかな、また、自分が仕事を探さないと保育園には預けられないな、なんてことを考えたら、結局、幼児園になりました。急いで、仕事を探す必要もなかったので、ここに預けることにしました。子どもにとって、午前中だけでも友達と遊べることが出来たら、いいかな、って思って。子どもの周りには、同じ年頃の親戚とかもいないので、幼児園で同じ世代の子どもと関わることはとても貴重な体験だと思って入園させました。子どもにとって、同じ年齢の子どもと遊ぶ機会は必要ですよね。私も実は、名護市内の幼児園に通っていて、宮里ではないのですが、親が、「あんたは、午前中の幼児園を楽しんでいたよ」なんて

ことを言われていました。自分の子どもにも同じ体験をさせることもいいかな、と考えたんです。友達とも遊べるし、午後は、自分の時間もあるし、で。宮里幼児園には見学に来まして、そしたら、子どもがとても気に入って、それですぐに翌日から入園しました。子どもは、幼児園の雰囲気とか、子どもなりに気に入ったんでしょうね。まず、上の子を入れて、今、下の子を入れています。

I　私は、TさんやNさんとちょっと違って。沖縄に来た時に、子どもは３歳になっていて、県外ではプレイホールの時期ですが、沖縄では、幼稚園は５歳から入園と聞いてびっくりしたんですね。それで、仕事はすぐには見つからないし、名護の地理はよくわからない状態で。保育園は仕事をしていないと入園出来ないので、幼稚園はまだ入れないという状態。それでたまたまネットで調べていたら、幼児園というものがあって、大北、大南、宮里。電話番号が載っていたので、大北に問い合せしたら、「もうやっていませんよ、閉めた」ということで。それで、大南に問い合わせをしたら、「定員一杯です」って言われて。宮里に来たら、園庭は広いし、教室も広め。私は田舎育ちだから、園庭が広くてこっちは良さそうということで、入園をお願いしました。でも、最初は子どもが一杯だからという理由で断られたんです。でもしつこく何回も何回もお願いして、そしたら転出する子がいて、それで入ることが出来ました。沖縄に来て、自分のことや生活のことで一杯いっぱいだったので、少しでも自分の時間が欲しいということで、幼児園が午前中だけ預かるというのも助かりました。とにかく、子どもを預ける園を探していましたね。欲を言えば、Tさんと同じで、午後まで預かって欲しいという気持ちはありますね。午後１時とか、までね。

嘉納　保育料が8,000円ということも、預ける理由に入りますか。

I　もちろん、入りますね。私は、仕事をしていなくて、ここに来たばかりで。夫は、まだ横浜にいたんですね、契約社員という形で。私は、先に、子どもと２人で沖縄に来たんですが、やっぱり、お金があまりかからない所に預けたいと考えていましたから。おやつ代も、特に、こちらから出すのじゃないんで。

嘉納　おやつ代については、市役所から補助があるようですね。

I　おやつといえば、夏とか冬とかになると、おじいちゃん、おばあちゃんが作った果物などの差し入れがあって。「誰々のおじいちゃんが作ったものだよ」って。うちの旦那の実家は今帰仁で、ミカンを作っているので、それを幼児園に差し入れしたりして。こんな関係はいいなあと。

N　私の場合、今、双子が通っているので、それで、字費は一人分免除ですね。

T　やはり、保育料は安いですね。幼児園も認可外ですよね。他の認可外の保育園に入れるとしたら、何万とかするらしいし。午前中の保育ということもありますが、8,000円は安いですよね。一ケ月、8,000円出して、午前中は預かってもらえるというのは魅力ですね。8,000円で、午前中の時間を買っている感じ。午前中は、自分の時間として使

えるし。

Ｉ　同じ考えですね。

Ｎ　私も同感ですね。

Ｉ　自分の時間があれば、30分でもあれば、上手く使えるし。いいですよね。朝、家事を頑張って、という感じ。貴重な午前の時間です。

＜宮里幼児園の特徴＞

嘉納　宮里幼児園ならではの特徴みたいなことは何でしょうか。

Ｔ　私は、やっぱり、子どもを率先して外に出してもらっていることはいいことだなと思っています。今日みたいに、蝉取りに行っているでしょう。まず、私がそんなことさせることが出来ないじゃないですか。それを幼児園でやってもらっている、貴重な自然とのふれあい、これはいいことだと思いますね。「気持ち悪い、触れない」と子どもが言う前に、すでに、触れる体験をしていますよね。あと、補助輪なしの自転車に卒園までに全員が乗れるようにしようとか、少人数ならではの気配りというか、指導がありますね。上の娘の同級生が小学校２年生で補助輪なしで自転車に乗れるようになったといっていましたが、うちの子は、すでに、幼児園の時に乗ることができていたんです。やはり、先生方が子どもたちに色々体験させていることがいいなと思います。公立の幼稚園や保育園だとカリキュラムがあって、という感じですが、宮里幼児園は２人の先生方が色々相談して保育活動を進めている感じですね。

Ｉ　今日も、入り口に「〇〇君へ　セミ取りに行っています」と紙に書いて張り出しているんですね。先生方がきっと相談して、子どもと出かけたのだと思います。

Ｔ　結構、前日になって、「明日は海に行きます」、なんてこともあります。「タオル忘れないで」、なんて。前日に、ですよ（笑）。

Ｉ　海は、最初、びっくりした。海に行くなら、水着の準備とかあるじゃないですか。でも、そのまま、服のまま入って。「家に帰ったら、シャワーをお願いします」、って。それは、びっくりしましたね。旦那に聞いたら、沖縄では普通だよって。自分たちにとっては衝撃でしたね（笑）。私の田舎は海がなくて、山だったんですね。だからプール。水着と着替えを持って、プールに行くんですが、ここでは、「そのまま入るよ、洋服のまま」。ちょっと、びっくりしましたよ。でも、園では、「今日、海に、行くから」って。「えぇ！」って感じですね。普段の着替えしか持っていないのに。

Ｎ　少人数であるというのはいいですね。うちの子は、どちらかというと人見知りで。慣れるまで時間がかかるんですね。朝も、泣いてしまうときもあったんですが、でも、先生方は待っていてくれて。海や散歩にも、結構、連れていってくれているし。室内の遊びだけじゃないですね。子どもたちも楽しそうで、家に帰ってからも、「今日は、どこどこ、行ったよ」とか、話してくれるし。子どもが楽しいのはいいですね。幼児園で行った場所に、一緒に行きたいとせがんだりしますよ。

I　私は、保護者の方がとても助かっていると思います。男の子の場合、園内で、子ども同士、キックしたり、遊び半分かもしれませんが、ケンカとか起こりますよね。でも、誰も、止めないんです。ケンカがひどくなったら、そりゃ、止めますが、周りの大人は、見守るような感じですね。県外であれば、そんなことが起これば、親が園にクレームをつけて揉めたりしますが、ここでは、何というか、自然に任せるというか、子どもに任せているというか、そんな感じです。先生も親も、妙に、仲裁に入らない、そんな感じです。ほっとけば、いいよ、そんな、という感じ。「痛かったね、ごめんね」、そんな感じでまとめる。子どものトラブルは、自分たちで解決するような感じ。トラブルになっても、あとを引かない。その場で解決ですね。

T　ちょっと、話はちがうんだけれど、幼稚園って、やはり、制服を着て、朝礼みたいなものがあって、何時から何時までは何をするというカリキュラムがあるイメージだけど。きっちりしているというか、園バスが来て乗り込んで、園に着いたらシールを貼るという感じ。だけど、ここの幼児園は、スタンプはあるけど、10時までは自由ですよね。うちの子は、3歳までは県外だったんですけど、遊ぶ場所があまりなくて、保育園には入ってなかったんですね。ここに来て、砂場とかでの遊び方が分からなかったんですね。砂場で遊ぶ免疫がなかったんでしょうね、すごい、熱が出て。月1で熱が出てましたね。子育てというか、自然と遊ぶ意味では、沖縄がいいですね。言い方は少し悪いかと思うんだけど、「ゆるい」というか（笑）。小学生とかもゆるいです。小学生がこんなに遅く帰ることは、内地ではないですね。ここは「ゆるい」ですね、ほんとに。幼児園も「ゆるい」んだけど、地域とかなり密着していると思いますよ。

＜保護者のつながり、保育士のまなざし＞

T　幼児園を終えて、幼稚園とか小学校に進むんですけど、他の親についてはあまり知らないんです。でも、ここの幼児園の保護者とは、少人数ということもありますが、顔を合わせて、話をしたりする機会は、結構、多い。子どもを園に預けた後も、お母さん同士でおしゃべりしたり、また、公民館の玄関なんかで、話をしたり、多いですね。仕事をしていない親が多いというのもあって、時間的にはゆとりがあるので、仲良くなれるというか、話をする機会はとても多いですね。子どものお迎えの時も、子どもは庭で遊ばせておいて、お母さん同士で話をしている。そんなことはしょっちゅうですね。だから、未だに、ここを卒園したお母さんたちには親近感があるし、会ったら、話をしますね。幼児園が親の居場所になって、親もこの時間が楽しくて、楽しくて。今は、随分暑くなっているんですが、涼しい時には、公民館の前で、ずっと、1時間もおしゃべりして。延長保育状態。親にとっても、楽しい場所ですね。

嘉納　幼児園は、親にとって交流の場というか、居場所にもなっているんですね。

T　あと、先生が、一日あった出来事を詳しく話してくれるんですね。事細かに。一人ずつの子どもの様子をですよ。子どもの数が少ないということもあるかもしれないけど、

「今日のおやつの時間、面白かったんだよ」「誰々と誰々が、こんな会話をしていたんだよ」とか。ほんの些細なことでも、丁寧に話してくれるんです。迎えに来たお母さん方に全部報告するんです。

N　急いで帰るお母さんにも、「今日は、こうだったよ」とちゃんと話してくれるんです。

T　午前の園の様子って分からないので、本当に助かっています。先生たち、本当によく子どものことを見ているなあ、って。これを先生から聞くのが楽しみ。

嘉納　先生から子どもの様子を聞くのは、楽しみだし、安心ですね。

N　安心ですね。

＜幼児園の行事と保護者の協力＞

嘉納　幼児園の行事には、どのようなものがありますか。

N　運動会とお遊戯会が一番大きいのかな。運動会は、近くの小学校でしますが、最近までは、市内の幼児園が集まって、合同運動会をしていたようです。お遊戯会は、公民館のホールでしていますね。

嘉納　行事を２人でするのは大変じゃないですか。

I　昨年までは、名桜大学の看護学科の学生さんがボランティアで来ていましたね。

T　お遊戯会は、ほとんど先生たちで。運動会は、保護者のお手伝いも結構ありますね。お遊戯会は、日頃の練習の成果を当日まで見せないで、披露、するという感じ。だから、あまり、お母さん方の手伝いはない感じだね。当日まで、保護者には秘密って感じです。ここまで子どもたちが出来るようになりましたよ、すごいでしょう、って。成長をみせて、頑張りました。そんな感じですね。

嘉納　他に、公民館の施設を使うことはありますか。

I　カレーパーティーで公民館の調理室を使うこともありますね。幼児園で、子どもたちが野菜を切ったりして、調理は、公民館の調理室を使うとか。包丁を使って、じゃがいもやニンジンを切る経験をさせるみたいな。これがカレーになって戻ってくるからね。そして、お母さんたちが、形を少し整えて（笑）。他には、団子を作ったり、ムーチーを作ったり。

嘉納　幼児園の隣に公民館があるのは助かりますね。幼児園の保護者からお話を聞くのは、今回が初めてでした。保護者の幼児園を選んだ理由等も詳しく聞くことが出来ました。ありがとうございました。

３．まとめ　－インタビューの整理－

宮里幼児園に子どもを通わせている保護者３名から、通園理由を含めてインタビューを試みた。保護者のインタビューをまとめると、次のように言える。

［保育料の安さ、自由な雰囲気とゆとり、保育ニーズ］

保育料の安さは、保護者にとっては魅力である。ただそれだけではなく、午前の保育時間

は保護者にとって貴重な時間であり、また、子どもにとっても幼児園における集団生活や自然体験等ができる。園の自由な雰囲気は、保護者にとって、「ゆるい」感じを与えるが、それがかえって、幼児園の保育活動の柔軟性、受容性として保護者はとらえている。保育士は、ゆとりをもって、子どもと接し、日々の出来事を保護者に伝えることで、保護者との信頼関係を構築しているといえるであろう。また、午前中の保育ニーズ（正確には午後の時間までの保育を保護者は願っているが）に、幼児園は対応していると同時に、「保育に欠ける者」の条件をクリアできない保護者の要望を受け入れているのである。保護者の中には、幼児園での保育活動と子どもと過ごす時間を大切に考えている者がいて、それを幼児園は満たしているといえる。

［保護者の相互のつながりと園活動の透明性］

保護者は、幼児園を通して（子どもを通して）、絶えず保育士と他の保護者と関わり合い、日常的に関係性を構築していることが明らかになった。その関係構築の場は幼児園である。保護者にとっても、幼児園が居場所的な意味をもつものであり、子ども相互のつながりだけではなく、保護者同士の結びつき、保護者と他の子どもも結びついている等、濃厚な関係がつくられている。日常的な保護者の談話（主に送迎時）は、お互いの気心を知る機会であり、相互理解を促進しているといえるだろう。小規模幼児園ゆえ、保護者が相互に「顔」が見える関係であり、幼児園の保育活動の「透明性」もあって、気負いのない地域の保育活動を促進しているのである。

注

（1）嘉納英明「沖縄の集落における子育ての共同組織に関する研究（その１）－名護市・宮里幼児園の保育士からの聞き取り」沖縄大学地域研究所紀要『地域研究』第19号、2017年３月。

［本調査は、科学研究費補助金（課題番号：16K04560）による成果の一部である］

地域研究　№19
2017年３月　21-41頁

The Institute of Regional Studies, Okinawa University
Regional Studies №19　March 2017 pp.21-41

「語り」と「物語」が織りなす授業の一考察
～沖縄大学「障がい原論」参加者のライフヒストリーから～

横　山　正　見*

A study on practice of the class based on "storytelling" and "stories".
—Focus on life-history interview about "Disability principle class" participants of the Okinawa University—

YOKOYAMA Masami*

要　旨

障がい者のライフヒストリーを軸に学生参画型で展開する授業「障がい原論」を、参加者のライフヒストリーインタビューから考察した。「語り」と「物語」の織りなす授業は、参加者の過去の経験の意味付けを変容し、新たな「ナラティブ」を生み出すものであり、授業自体が「ナラティブ・コミュニティ」として存在していることを明らかにした。

要　約

本稿は「障がい原論」という、障がい者をゲスト講師に招き、そのライフヒストリーを軸に学生参画型で展開する授業を、参加者のライフヒストリーインタビューから考察するものである。

「障がい原論」は、授業の展開とともに受講生の信頼関係が構築され、ゲスト講師のライフヒストリーを受ける形で、受講生もライフヒストリーを語り合う。授業の中でライフヒストリーを聴き話すという、受容的かつ応答のある関係が芽生えることから、障がいについて新たな視点を得る者や、過去の経験の意味付けが変容する者もいる。一方で、障がい学生支援活動や大学の支援体制など、大学内に障がい学生のコミュニティがあり、障がい学生にとって語ることが現実生活の過ごし易さにつながっていることも重要な視点である。このように障がい原論が、「語り」と「物語」が織りなす「ナラティブ・コミュニティ[1]」として存在していることを明らかにし、ナラティブを重視した授業の可能性を見出した。

一方、個人の「物語」の変容をどのように社会の「物語」の変容につなげていくかは課題である。大学での実践を基に地域に様々な「ナラティブ・コミュニティ」を創造することが望まれる。

* 沖縄大学　地域研究所特別研究員、首都大学東京　都市教養学部都市教養学科人文・社会系社会学コース　特任研究員（ダイバーシティ推進室）

キーワード：ライフヒストリー　学生参画型授業　ナラティブ　ナラティブ・コミュニティ
障がい学生支援

Abstract

This paper attempts to reveal a practice of “Disability principle class” by means of life- history interview about participants of the class.

Person with disabilities was invited to the class as a guest speaker to tell their life- history in the interview held by students. The main part of the class was composed of students’ listening to the person with disabilities.

Along with the progress of this class, students began to talk about their own life-history. Listening and talking about life-history with receptive and responsive atmosphere gave the students another perspective about disability. Some students even changed the meaning of their experience in the past.

On the other hand, on campus communities of students with disabilities are important, together with supporting activities for them and substantial support systems of the university. It is also important for the students with disabilities to tell their life-history, because storytelling makes their university life more comfortable to live.

In this way, it became clear that “Disability principle class” exists as “Narrative community” based on “storytelling” and “stories”, and so did the possibility of narrative focusing class.

It is still an issue how to connect the transformation of individual “stories” to that of social “stories”. It is desirable to create “Narrative community ” in the various local communities based on the practice in the university.

1　はじめに

沖縄大学では、2008年度から2015年度まで８年間「障がい原論」を開講した。「障がい」をテーマに新しいスタイルの授業の創造を目指したこの試みの特徴は、障がい者を講師として招くことと、企画から振り返りまで学生参画で行うことである。また、障がい者や受講生のライフヒストリーを中心に授業を組み立てることにある。

様々なライフヒストリーを聴き、話す中で障がいについて新たな視点を得た者や、自身の過去の経験を捉え直すような契機となった者がいる[2]。野口(2002)は、現実世界はある「物語」に沿って解釈されることを指摘しつつも、ある個人の「語り」が世界を捉え直す可能性があることを明らかにする。「語り」や「物語」をナラティブと定義し、臨床等ケアの現場においてナラティブによるアプローチの可能性を指摘するのだが、障がい原論もまたナラティブの視点から考察する必要性を感じるのである。

本稿は障がい原論の実践を各種記録のみならず、障がい原論に関わった人たちのライフヒストリーインタビューから振り返り、その可能性を探ることを目的とする。障がい原論における語りが、どのようなナラティブを生み出しコミュニティを創造したのか、参加者の語りから探る。

2　用語の定義

本稿における「障がい学生」とは、日本学生支援機構（2016）の定義に準じ「身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳を有している学生又は健康診断等において障害があることが明らかになった学生」とする。また、「ゲスト講師」とは、「障がい原論」にて、講話を行った障がい者（受講生含まず）のことである。上記の手帳保持者に加えセクシャルマイノリティ、難病の者を含む。沖縄大学の用語に倣い本稿では「障がい」の表記を使うが、法令や引用の際はこの限りではない。

また、「ナラティブ」について、野口（2002,pp20-22）は「語り」と「物語」という二つの意味が含まれるとし、前者は「語る」ことに、後者は「語られたもの」に重点があるとする。その上で、両者の連続的な関係を表す言葉として「ナラティブ」を用いている。本稿における「ナラティブ」も「語り」と「物語」と、その連続的な関係を含むものである。本稿にて「語り」と表記する場合は、自身の過去の経験や出来事を話すことを意味し、「語り」が一つのまとまりを持つことを「物語」という。

「ライフヒストリー」について、野本（2001）は、口述された個人の生活史と定義し、自己完結的に記録される自分史、伝記、日記とは異なり、聴き手と話し手の出会いと相互理解によって生み出される点を重視する。本稿においても「ライフヒストリー」を相互理解のある他者へ口述された個人の生活史とする。

3　「障がい原論」の概要

3．1　授業概要

「障がい原論」は、2008年度に特色GP[3]のプログラムとして開講した。当初は、谷口正厚教授が担当し、筆者はコーディネーター役として学生とゲスト講師の調整など、授業の企画運営を担った。その後、2011年度から2015年度まで筆者が担当した。

受講生数は10名弱から30名程度で推移し、2013年度に筆者が障がい学生支援コーディネーターを担当してからは、障がい学生の受講が増加している。その他、受講生以外にゲスト講師の関係者や単位取得者、卒業生などの参加もあったが、運営に支障がない範囲で受け入れていた。

授業内容は当初はゲスト講師中心であったが、徐々に受講生中心に変化した。毎回の授業では前半に話題提供、後半にディスカッションを行うスタイルを基本とし、情報が一方通行にならぬように心がけた。ゲスト講師を障がい種別で見ると、肢体不自由が最も多い。その他、感想コメントの配布、毎週の打ち合わせ会、授業後の振り返り会（通称、座談会）等、受講生とのコミュニケーションを重視して運営した。

授業に参加する心構えとして、ライフヒストリーは信頼関係の中で話されるものであり、その内容を不特定多数の者に公表することの無いように伝えた。また、自身のライフヒストリーを話す際は、話したくないことは話さなくてよく、発表の有無が成績評価に影響しないことを再度確認した。授業中の状況に応じて筆者が介入することや、ライフヒストリーを報

告した受講生には、その後に感想を尋ねるなど、話すこと、話さないことよって不利益がないように配慮した。

表１　障がい原論概要　年表

年度	開講期間	担当者	ゲスト講師数	受講者数（うち障がい学生数）	受講者以外参加者数（実数）	カリキュラム上の位置づけ	備　　考
2008	後期	谷口正厚氏	7	34	51	全学科対象科目	特色 GP 事業
2009	後期		8	8　（2）	79		特色 GP 事業
2010	後期		4	9　（1）	17		学内教育補助
2011	前期	横山正見氏	2	11	11	福祉文化学科科目	
	後期		4	6	25		
2012	前期		2	13	12		
	後期		5	10	26		
2013	前期		2	12　（2）	12		
	後期		2	8　（3）	15		
2014	前期		2	21　（2）	10		
	後期		3	14　（2）	14		
2015	前期		3	8　（5）	6		
	後期		3	13　（8）	11		
合計			47	167　（25）	289		

出典：「沖縄大学特色 GP（2010,2011）」、「障がい原論レポート集（2011-2016）」

表２　ゲスト講師の内訳

障がい等種別	人数
肢体不自由	23
聴覚障がい	6
視覚障がい	1
内部障がい	1
精神障がい	5
発達障がい	1
知的障がい	1
難　　病	2
セクシャルマイノリティ	7
	47

出典：「沖縄大学特色 GP（2010, 2011）」、「障がい原論レポート集（2011-2016）」
＊学期を越えて複数回参加している場合は延べ人数としている。
＊肢体不自由の詳細として、脳性麻痺 10 人、筋ジストロフィー８人、骨成形不全症２人、脊髄性筋萎縮症２人、上肢不自由１人である。

３．２　授業計画

前期は、障がいとライフヒストリー法（生活史調査）の基本的な理解と、クラスの基礎作りを目指し運営する。後期は、授業毎に受講生に担当を割り振り学生参画の運営となる。学生のサポート役としてTA[4]（ティーチングアシスタント）を配置し、筆者も適宜相談、助言を行い授業企画の進捗を見守る。テーマの設定から講師依頼まですべて行う学生もいるが、

筆者がゲスト講師を紹介することが多い。

後期のレポート課題は、「障がい」と「ライフヒストリー」である。発表は任意だが、この時期になると受講生同士の信頼関係が作られるため、全員が発表を行うことになる。そして、授業概要と一人ひとりの自分史をまとめた「障がい原論レポート集[5]」を作成し、１年間の授業が終わる。

４　先行研究

障がい者等を授業のゲスト講師に招く試みは2000年代より様々な分野で行われている。石田（2009）は、内部障がい者を介護福祉の授業のゲスト講師として招き、内部障がい者にとってナラティブセラピー的効果があることを指摘する。看護分野において松下・本谷（2012）は、患者会のメンバーを招いた授業を行っている。当事者の生の声は学生にストレートに届き、事前事後のフォローと組み合わせることにより、高い教育効果があることを明らかにする。その他、教育分野[6]においても同様の授業実践が行われている。これらの授業実践の背景には当事者観が変化したことも一因としてあろう。例えば、中西・上野（2005）は、当事者を支援の対象ではなくニーズの主体として捉え、ケアの分野において積極的な役割を見出している。

沖縄大学につながる流れとして、宇井[7]と野本[8]の実践がある。宇井（1991）は、1970年から15年間、夜の東京大学の教室を開放し、一般市民とともに自主講座「公害原論」[9]を主宰した。公害をテーマに多彩な講師を招聘し、生きるために必要な学問の創造を目指した。更に、宇井は1972年にストックホルムで開催された国連人間環境会議に、水俣病患者ら10数名とともに参加し発言の機会を設けるなど、公害の社会的な問題を個人の視点から訴えた。宇井は「公害原論」終了後の1986年より沖縄大学に赴任する。

一方、野本は横浜市の寿町でソーシャルワーカーとして活躍するが、その活動の中心に日雇労働者のライフヒストリーを据え、相談援助活動を展開する。こうした経験から野本（2001）は、個人の経験と歴史に立脚したアプローチの意義を痛感し、社会福祉分野におけるライフヒストリーの重要性を説く[10]。野本もまた2002年より沖縄大学に赴任する。沖縄大学に宇井、野本の思想と実践があったことと、当事者観の変化を受けて「障がい原論」が開講されるのである。

「障がい原論」の記録は各年度の報告書、レポート集にまとめられ、2010年度からのレポート集には受講生の一人ひとりの自分史が収められている。こうした授業のあり方について、横山（2011）は授業における自己開示と仲間関係の構築に着目し、聴覚障がい者のアイデンティティ形成の視点から、その可能性を指摘する[11]。

障がいをライフヒストリーの面から考える「障がい原論」は、こうして宇井、野本の思想と実践を引き継ぎ成熟するのである。

5　ライフヒストリーインタビュー

5．1　インタビュー概要

2016年4月～11月にかけて「障がい原論」のゲスト講師、障がい学生、受講生、３名へ半構造化面接によるライフヒストリーインタビューを行った[12]。これまでの人生経験を大学時代、「障がい原論」に関わる時期を中心に時間軸に沿って尋ねた。特に、ライフヒストリーを聴くこと、話すことと本人の意識や障がい観の変化を中心に質問を行った。

３名はともに「障がい原論」の企画運営に積極的に関わり、活躍していたメンバーである。単位習得後やゲスト講師として話した後も「障がい原論」に顔を出すなど、筆者とも信頼関係を築き、ライフヒストリーインタビューが可能であると判断し、協力を依頼した。

表３　　ライフヒストリーインタビュー対象者の概要

	Ａさん	Ｂさん	Ｃさん
性別	女性	男性	男性
現在の状況	社会人	社会人	学生
障がい種別	肢体不自由	半身麻痺	なし
「障がい原論」での役割	ゲスト講師	受講生／ TA	受講生

5．2　倫理的配慮

本研究における倫理的な配慮として、インタビューの協力は任意であり、例えインタビューに応じられない場合でも不利益になることはないことを伝えた。インタビュー時間は１時間～１時間半で適宜休憩をはさみながら行い、答えたくない、答えられない質問については回答しなくていいことを確認した。その上で研究の目的、公表方法、匿名での記述、内容が異なることのない範囲で事実関係を加工することを伝えた。

インタビューはICレコーダーで録音、逐語記録を作成し、記録の確認と修正を経て、改めて本稿への協力について承諾書にサインをしてもらい、意思を確認した。

なお、ライフヒストリーインタビューは逐語記録を基に作成しているが、必要に応じてレポートを引用し、（　）にて語句を補足することや、時間の流れを考慮して順番を入れ替える等の修正を加えている。

5．3　「障がい原論」参加者のライフヒストリーインタビュー

Aさん

Aさんは、軽度の肢体不自由がある。他大学の学生だったが、「障がい原論」を受講している障がいのある友人に誘われ、顔を出すようになる。参加しているうちに受講生と親しくなり、次年度にはゲスト講師としてライフヒストリーを話すのである。その後も「障がい原論」に顔を出していた。大学を卒業し社会人として働いているが、社会人となってからも再度ゲスト講師として講演している。改めて、Aさんのライフヒストリーを記す。

Aさんは、先天性の肢体不自由があり、幼少期は歩行訓練を中心とした療育と地域の保育園での生活を送る。どちらかといえば大人しい子どもであった。小学校進学に当たり、養護学校（特別支援学校）か地域の学校か悩むが、地域の保育園であまりいい思い出がなかったため養護学校に進学、中学卒業まで在籍する。

車いすを使わず自立歩行が可能だったため、養護学校では、自身の障がいのことを考えることはあまりなかった。他の児童生徒と比べ障がいが軽度だったために、教員のアシスタントのような役割も担っていたという。

どうしても自分って、（障がいが）軽いから、養護学校の時は障がいとか無いも等しい、じゃないけど、そういう感じの意識で捉えていて。だから、同じ障がいのある生徒同士の中でもどっちかっていうと健常者、先生方のお手伝い役みたいなアシスタント役よりの感じで育っていて、自分の中の意識、アイデンティティがそこだったんですね。（略）

もちろん障がい者として出来ることと出来ないことがあって、それは普通の人とは違うんだけど、どうにか工夫していこうっていう発想が私の中ではスコーンって抜けていて。

養護学校では、どちらかといえば障がいのない人に近い存在として育ったこともあり障がい者としてのアイデンティティを掴みきれずにいた。

Aさんは養護学校中学部卒業後に地域の高校へ進学する。支援員の必要もなかったため、階段に手すりを設置するなどの簡単な施設整備の要望を出した程度であった。それでも、大きな不都合を感じることなく高校を卒業し、大学に進学する。

入学当初は高校と同じように大学生活を送っていたのだが、難しさを感じたのは専門課程に進み、卒業論文に取り掛かる頃からである。資料を集めるために図書館で図書を探す、コピーする、運ぶといった小さな作業に時間がかかってしまい、論文作成に辿り着かなかったのである。

担当教員や同級生にサポートをお願いすることも気が引けてしまい、八方塞りになってしまう。時間ばかりが経ちタイムオーバーとなり、休学を選択する。

卒論の内容以前に、重い書物を運ぶとか、ああいう物理的なことがきつくて。内容を深めるところまでいかない。物を運ぶのとか、あんなので体力使いすぎるから。そういうのがあって、その時に同じゼミの人に「運ぶのやって」とか「コピー、ここのページの部分取りたいからお願い」とか、こんなのが言えなかったんですよ。言えない。言えないし、言っちゃいけないって、変なものを自分に課しているんですよ。

自分でこんなのやらないと、事務処理みたいのをやらないと自分で卒論書いたことにならないというか、変なガチガチのがあって、余計に自分で自分を苦しめている感じがあって。（略）自力で何とかしないといけないって葛藤の中でいつも生きていたんです。今でもそういうところがありますけど。

大学を休んでいる時に、友人から沖縄大学で障がいをテーマとした授業があることを聞く。顔を出してみると、授業のコンセプトや雰囲気が共感できるものだった。受講生と親しくなり、次年度にはゲスト講師を依頼されるのである。

休学中で気持ちも落ち込んでいたから、「ああ自分はダメだ」って落ち込んでいたモードになっていたから。気分転換になるかもよって、沖縄大学の障がい学生の友人に誘われて。（参加して）救われた感というか、ふさぎ込んだり何もできない、って思って悩んでいるのは自分だけじゃないなって。それでちょっとホッとしたというか。

この「障がい原論」のコンセプト自体が共感できるっていうか、こっちは行きたい場所だなって思ったんで。自分の大学はホームではあるんですけど、障がい学生が少ないからどうしても健常者のフィールドじゃないですか、どうしてもね。だから、そうじゃない、障がいの当事者の本音だったり、気持ち的な部分に寄り添うみたいなのがあったから、ここは居場所になりうるかなって思って、来ました。（略）

色んな人の講義を聴いて、ほかのメンバーの方のお話を聴いて、「障がいに負けずに頑張っていますよ」ってきれいにまとめるだけじゃなくて。本人たちが語りたいのはそこだけじゃなくて、障がいがあるが故のマイナス感情だったり。もどかしい部分も、ちゃんと言って、みんなが共感してなるほど、と聴いて寄り添う様子があったので。（略）

行き場のない不満じゃないけど、そういうのを抱えている当事者の人っていっぱいいると思うんで。（マイノリティ故の困難が）自分だけじゃないっていうのが一番安心感として大きかったです。（略）でも、愚痴だけでなく、啓発、啓蒙の出発点になったらいいねって思っていたので参加していました。

Aさんは、大学卒業後のイメージを思い描けずにいた。しかし、「障がい原論」に参加していく中で、障がいのことや将来のことを考えるようになった。社会で活躍している他のゲスト講師から刺激を受け、自身の仕事や自立生活をイメージすることが出来るようになったのである。

自分は小学校、中学校時代に、養護学校の中ではちょっとアシスタント的な位置にいたんです。でも反面、ほかの人、要は健常者の人たちに比べたら、できることが少ないから、（略）中学校の時は就職に対する希望みたいな、就職とか自立とか家庭持つとか、そういうのが健常者の特権みたいな。自分にはそういう夢的なものは無いってなってリアルに、本音としては思っていました。（略）

話とか聴いているだけでは、障がいのある人でもこの人が特別凄い人だから（就職や家庭を持つことが）出来るんじゃないか、と。でも、他のゲスト講師の様子を見ていたら、あっはー、

こうやって普通に企業で働いている方いるんだね、っていうだけで目から鱗っていうか。あの時はまだ学生でしたし私も。「出来ないって」諦めみたいなものが深層心理にあったので、そうじゃないんだなっていうのが、「障がい原論」のなかでほぐれていったかな。

その後、Aさんは復学し卒業論文を書き上げ、卒業する。就職活動は多少の苦労をしつつも希望の職に就くことが出来た。仕事では苦手なことや出来ないことは、周囲のサポートを得ながら行っている。一人で行うよりも、サポートを借りながら仕事をこなすことで、チーム全体の業務を進めることが出来るのだという。

今でも業務の時、用紙の確保とかたくさんの紙をこんだけの大きさに切らないといけない時に、物理的に厳しい部分ってあるじゃないですか。最初に配属された時に、上司に事情を話して運んだりとか、物理的な部分は嘱託職員の男性に頼んでいるんですよ。数字の確認とかは自分が把握して、起案は自分の名前でやって。
大学の時は、今お願いしている部分も、自分でやらないと意味ないって思っていたかな。でもこれだったら、全体の業務が滞るじゃないですか。そうならないためもお願いしているんです。

Aさんは時間をかければ一人で出来ることも多く、サポートをお願いするかどうかの判断は今でも難しいものがあるという。しかし、仕事では他の人や会社への影響を考え、なるべく早く自分で行うか、サポートを依頼するか、判断しているという。

自分もここまで人に言っていいの、ここまで甘えていいの、ここまでだったら自分で、頑張ってやらんといけないんじゃないのって、常に葛藤が付きまとうんですけど。
やってみて、一番大きいのは時間なんですけど、締め切りのことで。これはこの日までには厳しそうだぞ、っていうときはギリギリに言わないで、早めに見切りをつけるんです。「これはちょっと難しいんですけど、手伝ってもらえませんか」とか。

Aさんにとって学びやすい学校、働きやすい職場というのは、事前に環境を整えるというよりは、小さな難しさを感じた時に柔軟に対応してくれる組織や、ちょっとした手助けをしてくれる人がいることだという。

自分の場合ハード面では特に無いんですよ。公共施設ならスロープでも揃っているし、トイレも洋式が揃っているし、特に無いんですよ。
ただ、大学や会社に入って生活していくと必ず、小さなことでも「あれ」っていうことが出てくるから、その部分は自分の中で葛藤があって、「これはいちいち言ってもいいものな

のだろうか」って。「自力で何とかしないといけない」って葛藤の中でいつも生きているんです。今でもそうなんですけど。

だから、「あれ」ってなった時に相談できるところが大学にも欲しかったですね。（略）障がい学生の支援の窓口みたいな。（もし窓口が無ければ）担当の先生にいろいろ負担ばっかりかけてしまいます。そうなったら、私も気兼ねして自力でやった方がいいかなって無理に頑張ってしまいますよね。

更に、似たような環境で過ごしている障がい者同士で交流できることが大切だという。

健常者が普通に過ごしている大学とかの環境の中に、ポーンと放り込まれた障がい者同士での交流、情報交換が大事だと思うんですよ。例えばですけど、震災の被災者で引っ越してきた人ですとか、普通の社会に放り込まれているけれど、自分の困難は普通じゃないよねっていう人たちの話し合いの場って大事なのかなって。大学でも障がい学生をチラホラ見かけたんですけど、見かけただけで交流が一切なかったので。

Aさんは、養護学校では健常者に近い存在として過ごしたが、大学では軽度障がい者としての困難を感じることになった。自分のアイデンティティはどこにあるのか、それがAさんの葛藤のもとだったといえる。現在Aさんは、サポートを受けながら業務を進める経験を積むことで、自分なりの障がいとの付き合い方を掴みつつある。「障がい原論」に参加することは、葛藤の中にいたAさんが脱皮して将来の生き方を掴むのに必要なプロセスだったのかもしれない。

ライフヒストリーを話すことは人生観みたいなものまで考える機会になったかなって思います。20代前半の時点で、今までの人生とこれからまで考えていくから。それをまとめて、人に発表するまでにするから自分の人生観をまとめる作業になったかな。

「障がい原論」の時に誰かが言っていましたよね。「『障がい原論』ってもはや『人原論』だよね」って。まさにだなって、思っています。

Bさん

Bさんは、疾病による中途障がい（半身麻痺）がある。車いすは利用せず、補装具を装用し生活している。大学生活に慣れたころに「障がい原論」を受講し、その後TAとして授業のまとめ役を担った。ゲスト講師も行い、自身の疾病や障がいとライフヒストリーを話した。卒業後は社会人として働いているが、「障がい原論」に顔を出すこともあり、継続的な関わりを持っている。Bさんのライフヒストリーを記す。

Bさんは、身体も大きく元気で陽気な少年時代を過ごしていたが、ある朝ひどい頭痛に襲われた。立ち上がれなくなり、ソファーに寝込んでいると意識を失ってしまう。気が付いた時には集中治療室だった。原因は非常に稀な脳の疾患だったという。10回以上の手術を受け、沖縄のみならず東京の病院で大きな手術を受けることもあった。半身麻痺や失語症の後遺症が残ったがリハビリを経てゆっくり歩き、ゆっくり話せるようになる。こうして数カ月の入院・手術、リハビリを経て学校に復帰する。

激しい頭痛は強くなる一方で、右半身が石のように固まっていき、起きるにも起きられない状態でした。上手く言葉が喋れず激しい頭痛はさらに強さを増し、私は号泣していました。意識は朦朧として気が付いて目が覚めたら病院のベッドの上だった。（略）身体の半身マヒ、失語症などが現れます。最初は言葉もうまく喋れず何もかもが嫌になりました。（「2013年度『障がい原論Ⅰ・Ⅱ』レポート集」2014）

学校に復帰したものの、以前のように生活することは出来なくなっていたが、障がいについて学校や友人に話すことはなかったという。中学高校でも障がい者としての意識は持ちえなかった。しかし、体調に不安があり、周囲の友達と同じように行動することは難しく、葛藤するのだった。

高校の卒業パーティーに参加しました。皆でワイワイ盛り上がって大いに楽しみました。でも「二次会行く人？」と言われても手が挙がらない自分がいました。「途中で倒れたらどうしよう」が頭から離れなくて結局行きませんでした。頭のどこかに健常者として見ている自分がいて、障がい者というのを聞くと高校時代は辛いときもありました。（前掲書）

大学入学に際し、大学生活での配慮について面談の機会があったが、そもそも配慮を依頼することに抵抗感があり、どのように自分の困難を伝えたらいいのかも分からず、具体的に伝えることは難しかった。

中学高校の時は全然（障がいのことを周囲に）言ったことが無くて。周りの人に言いづらかったんですよ。何かこう、自分自身が何だろう、障がい者、障がいではあるんですけど、認めてはあるんですけど、どっか片隅に、心の中では、まだ自分は障がい者っていう感じは持っていなくて。中途障がい者特有の、それがちょっとあって、自分は障がい者じゃないんだぞっていう心の葛藤ですね。
社会人になってもつながることなんですけど、配慮のことで、ちょっとね。何をどう伝えたらいいか分からなかったです。

しかし、大学入学時の宿泊オリエンテーションで打ち解けた雰囲気の中で障がいのことを話してみると、皆が驚くほど受け入れてくれた。この経験が、自身のことを伝えていこうと思う最初のきっかけとなった。

オリエンテーションで一人ずつ自己紹介する時間があって、皆がちょっと突っ込んだことを話していたから、自分が障がいのことを話して、話したというかちょっとふざけて「脳が爆発した」って説明して。どんな反応があるかなと思ったら「そうなんだー」みたいな。それから身体のことを詳しく聞かれるようになりました。

大学からは色んな人と接して、自分の障がいのことを分かってもらおうって。この時が初めて障がいのことを話して、相手がどう思っているかは関係ないっていったらおかしいですけど、もう大学は大人の世界じゃないですか。高校までとはそこの違いがありました。この宿泊オリエンテーションは、人生のターニングポイントだったかもしれません。

ただ、友人とは障がいのことを話すようになったが、大学など公的な機関に対して障がいや困りごとを話すことはあまりなかった。例えば、手すりを設置して欲しいこともあったが、頑張ればどうにかできる、ということもあり、要望を出すことにためらいがあった。結局、依頼せずに過ごしていたという。

大学生活で困ったことを誰かに言う、ううん、これが中途障がい者の特徴といいますか、言っていいのか分からない、頑張れば出来るけどもあったら助かるということはある。だから別に言わなくてもいいってなっちゃう。

しいて困ったことといえば、やっぱり麻痺があるから手すり。手すりをつけて欲しいと思うところがあって、思っていて。手すりがあるのとないのとで全然違いますね。

もう一つBさんにとって、大きなきっかけとなったのは、障がいのある友人や後輩、支援に関わる友人と親しくなったことだ。彼ら・彼女らから刺激を受け視野が広がった。小学生、中学生の頃は特別支援学級の障がいのある生徒と顔を合わせることはあったが、隔離された場所であり挨拶以上に親しくなることはなかった。大学入学までは、障がいのある友達と付き合うことはなかったのである。

中学高校の時は、障がいのある人との付き合いは全然なかったです。中学の仲良し学級の子と会った時にあいさつ程度。

正直言って、自分の障がいのことを話せなかったですね。話せなくて周りに合わせていた。でも、大学では友達だったり、後輩だったり、周りに障がいのある人が多くいて。

聴覚障がいの友人は障がい学生支援のサークル作っていたし、車いすの学生も居たし、色

んな障がいの人と出会って、なんか自分だけ負けた感じがして。みんな頑張っていて、「あれ、俺何してんだろう」って思って。それが一つの自分も頑張ろうっていいますか。進みたいって思って。

Bさんも友人の影響を受け、障がい学生の交流サークルに入部し、友人の多くが受講していた「障がい原論」を受講するようになる。様々な障がい者の話を聴くことによって自分にとって障がいとは何かを考えたかった。

アットホームな雰囲気も居心地が良く、授業後にゲスト講師と話し合いの時間があることも興味深かった。そして、授業の中でBさんも講師役として、自身の障がいとライフヒストリーを話したのである。

障がいについて話すことにためらいもなく、満足に話せたという。さらに、2回目の授業ではBさんのお兄さんも来学し、家族の立場から弟の身体の変化と動揺、そしてその後の障がいについて話してくれた。ユーモアと涙を交えて話す様子は、受講生の共感を呼ぶものだった。

（ライフヒストリーを話すことに）ためらいはなかったですね、全然。もう４年生でもありますし、全部言っちゃえって。（略）言った方が（大学生活が）やりやすくなるってこともありますし、すっきりするのもあります。まあ、（受講生が）聴いてくれるだろうっていう、大分安心感はありましたね。障がいのことを何でも受け入れてくれる感じで。（略）

（改まった場で）話すのは初めてだったけど、話してみて、言えたって感じで。お兄ちゃんが話してくれたのも良かったですよ。何と言いますか、あれはレジェンドになりますね。いい体験になりました。これがＢ家のきょうだいだぜ、みたいな。

その後もBさんは「障がい原論」の中で中心的な役割を担い、ムードメーカーとして活躍する。就職活動では、当初は一般枠で探していたが、なかなか難しかった。障がいの無い友人は採用されるが、Bさんだけ書類で落とされることがあったため、障がい者枠に切り替え、採用される。

仕事には慣れてきたが、職場の人たちが忙しそうにしていると、相談を遠慮してしまいミスをしてしまうことがある。配慮を依頼することと自分で頑張ることの見極めが難しいという。

みんなわさわさして忙しそうな、話しかけようとも、かけづらい雰囲気があって。時間が空いている時を見計らって話をするんです。でも、自分は言葉で伝えているつもりなんですけど、言語が上手くつなげていけない部分もあって、ちょっと待たせてイライラさせてしまって、そういう雰囲気を作ってしまう自分に引け目を感じています。

「何でも相談して」って言ってくれるんですけど、忙しそうじゃないですか、空気を読んでしまって。（略）学生時代には分からない経験です。

働きやすい職場環境をどう作るかが現在のBさんの課題だという。職場にゆとりがあり、気軽に相談ができることがBさんにとって働きやすい環境となる。そして、将来は一人暮らしを行い、家庭を持つことが夢だという。改めて大学時代を振り返ると、Bさんにとって大学時代は自身の障がいを捉え直す時間だった。

大学に入って障がいと向き合ったっていう感じです。中途障がいの特徴って、ふと自分が健常者になったイメージがたまにあるんですよ。小中高の時は自分は障がい者じゃないんだぞっていう心の葛藤ですね。それがあったけど、大学の時に解放されたっていうのかな。（略）
今でもゼロではないですけど、でも、自分は障がい者として歩いていますよ。もう今は。仕事で、うまくできないと障がいって大きいなって思ったり。おかしな気持ちですね。
大学で障がいのことを考えたのは、やっぱり周り。先生だったり障がいのある友達だったり。初めて障がいに気付かされた自分がいる。（略）色んな人と喋れたのが嬉しかった。失語症も発症して、スムーズに話せない時があって、中高の時はちょっと話すことを躊躇していた部分もあったので。

Bさんは非常に稀な疾病のため中途障がい者となったが、小中高校生の時は、障がいとの向き合い方を掴めずにいた。大学で友人に出会うことで少しずつ、障がい者としての自分を受け入れられるようになった。社会人となり、Bさんは再び分岐点に立っている。職場でどのように配慮を求めればいいのか、度々葛藤するという。しかし、大学時代の経験を基にすれば、同じような経験をしている障がいのある友人との付き合いが必要になろう。そして、Bさん自身が障がいやそれに関わる些細な困りごとも気軽に話せることが重要になるだろう。社会の中で大学の取り組みを実現する時である。

Cさん

Cさんは、「障がい原論」に複数年参加した一般学生である。障がい学生支援活動に関わっており、当初は障がい学生の支援のために参加した。次年度に正式に受講し、自身のライフヒストリーを話した。「障がい原論」の単位取得後も授業に顔を出すなど、継続的な関わりを持っている。現在も、学生として多方面で活躍している。Cさんのライフヒストリーを記す。

Cさんは、友人と遊ぶことが大好きな少年であった。夕方まで外で遊ぶことが多く、友達と遊ぶために学校に通うような日々であった。小学校高学年になり、周囲が習い事を始め、遊びの内容も少しずつ変わっていった。その変化について行くことが出来ず、徐々に友達と距離が出来始め、次第に学校に居場所が無くなったという。小さな違和感が積み重なり、学校へ行かなくなる。
学校に行かなくなる決定的な出来事があったわけでは無かったが、学校を居場所として感

じられなくなったのである。学校に行った方がいいと頭では分かっていても、身体ははっきりと拒否していたという。

友達関係とか、学校の中にある居場所的なものが、感じにくくなったっていうか、居づらくなったという感触があって、体調が悪いとかいじめがあったとかっていうこともなくて（略）、でもすごい身体は拒んでいるんですよ。絶対に行きたくないっていう思いが強くて。

中学校進学後は学校に通ってみるものの、遊ぶ友達はおらず勉強も分からなくなり、中学校も居場所として感じることが難しかった。学校には行かずに家に籠る日々となったが、同年代の生徒が学校に行っている時に、家にいることは大きなプレッシャーだった。

一方で、時々友人が訪ねてくれ、誘われて公園に行ってみると他にも不登校の同級生がいた。その友達から誘いがあり別室登校を始める。教室には行けなかったが、気持ちが少し落ち着いたという。

学校に行かないということは、サボるということだから罪悪感が凄くて、サボって遊んで怠けている自分という感覚があって、それに苛まされて、追いつめているところがあったんです。（略）友達が別の教室に来ないかって声をかけてくれて、それだったら自分も行けるなと思って、通うようになりました。義務感が満たされる感じがあって、ひとまずは学校は休んでないみたいな感覚があって（略）気分が和らいだ感じはありました。

高校進学後は、「休まない」と心に決め、少し無理をしたが学校に通い続けることが出来た。それはCさんにとって、自信になったという。そして、自分の不登校経験を生かした仕事をするため、沖縄大学に進学する。

当初は、単位と資格取得以外はあまり考えていなかったため、大学で友人をつくることが難しく少し行き詰まりを感じていた。そんな大学生活に変化を求め、以前から興味のあった障がい学生支援活動に関わるようになる。

障がい学生と関わり、大変なこととか苦労とか、介助や文字通訳の場面でも、自分が加われて一緒に過ごしました。自分でも人のためになれることってあるんだっていう経験が、少しずつ積み重なっていって、（略）凄い視野が広がっていったっていうのがあって、自分自身が成長できたなっていうのがありました。

そして、障がい学生の介助で「障がい原論」に参加するのである。障がいについて考えることも興味深かったが、ゲスト講師をはじめ様々な人のライフヒストリーを聴けることが新鮮だった。

ライフヒストリーを聴いている中で、その人がどういう人生を歩んできたとか、本当に多種多様な生き方や背景があって、辛いことも楽しいことも本人の口で話してくれて凄い新鮮な感じがありましたね。やっぱり、自分とどこか共感できる点を見つけられることが魅力なのかなって思います。距離感が勝手にですけれども縮まるところがあって、共感したところを話せるのが凄く大きなことだなって感じましたね。（略）（ライフヒストリーと共に障がいのことを聴くと）、障がいの苦しみとか辛さとか理解できたし、伝わってくるものが大きかった感じですね、本当に。

そして、Cさんは授業の中で自身のライフヒストリーを話すのである。多くのライフヒストリーを聴いていたことと、授業の受容的な雰囲気から、ここでなら自分のことを話しても大丈夫と思った。Cさんの話を聴いて自身の経験を話してくれる受講生もおり、共感してもらえることが嬉しかった。

いろんな方たちがライフヒストリーを話していて、聴いている人たちがすごい真剣に耳を傾けてくれることです。また絶対に責めるようなことはしないとか、肯定的な感想やフィードバックを返してくれて、受容的な雰囲気がすごくある空間と感じていたので、何か自分もここなら話せるなという安心感が、少しずつ授業で積み重なっていきました。（略）
私が話した後に、ある受講生が「私も学校に行きたくない時期があった」って打ち明けてくれました。自分が学校に行けなかった思いとか、辛かったことが他の人も共感して、受け取ってもらえたことがすごく嬉しくて、自分だけじゃないんだっていうことが嬉しかったですね。

Cさんは、ライフヒストリーを聴き話していく中で、過去の不登校経験の捉え方が変化していったという。学校に行かなかったことは、決してマイナスではないと思うようになった。

不登校経験は自分にとっては、やっぱり必要な期間だったと思えますね。本当に身体が拒絶していて、もし学校に行っても対処できる力を持っていなかったと思うので、学校に行ったら傷ついていったんだろうなと思います。自己防衛というか、自分を守るための行動で、必要な期間だったと思います。（略）
色んなライフヒストリーを聴いて、色んな過去の捉え方があって、それをマイナス体験とは言いたくないんです。自分の経験の捉え方が徐々に徐々に変わってきたような気がしますね。凄い力をもらい続けていたというのもあります。

一方で、Cさんが過去の体験の捉え方が変わったのは、「障がい原論」のみではないという。障がい学生支援やサークル活動をはじめ様々な活動に関わり、友人と分かりあえる関係を築けたことによるという。

「障がい原論」だけでなく、障がい学生支援だけでもなく両方あったからこそ、すごい自分が成長できたなっていうのがあって。障がい学生が「ここは出来ないので、自分は支援をお願いしたいです」と、自分の障がいを理解して言っていることに力強さを感じました。（略）出来ないことを頼っていくというのは悪いことじゃない、と捉えられるようになりました。

障がい学生支援という目的のあるメンバーが、別の形でしっかりと講義という形で考えることができる。障がい学生支援のメンバーと「障がい原論」のメンバーにたくさんのものが詰まっていると思います。成長したなって思います。

「障がい原論」のような受容的な空間は、長年の積み重ねと信頼関係からつくられるものであり、簡単なことではないと感じている。しかし、いつかCさんも一人ひとりが主人公になれる機会を作り、表に出せない声を聴きとれるような相談員になりたいという。

Cさんは学校で居場所が見つけられず不登校を経験し、どこかでコンプレックスを抱えていたが、今では「必要な経験だった」と捉えられるようになった。「障がい原論」で様々なライフヒストリーを聴き、多くの友人と出会ったことで、過去の自分の苦しみを昇華できたのである。今、Cさんは同じような苦しみを抱えている子どもたちの力になりたいと、相談員になるための勉強をしている。過去の経験を仕事に活かす日はもうすぐである。

５．４　ライフヒストリーインタビューからの考察

５．４．１　障がい学生のコミュニティとライフヒストリー

以下、３名のライフヒストリーインタビューから考察する。Aさん、Bさん、Cさん３名とも周囲との関係が作れず孤立し困難を感じていた。Aさんにとっては大学時代、Bさんにとっては大学入学以前、Cさんにとっては不登校経験の時期である。一方で、仲間集団と関わりを持つことで、状況が好転するものである。

例えば、Aさんは大学時代に多くの健常者の中で過ごし、孤軍奮闘した。何事も自分一人で行うように意識していたこともあり、支援や配慮を求めることに気兼ねをしてしまい、限界を感じた。そのような中で、Aさんが「障がい原論」で出会った年上の障がい者は、ある種のロールモデルとして位置付けられた。

Bさんは大学内に多くの障がい者や支援学生が居り、その様子から刺激を受け大学の過ごし方を学んでいった。例え同じ障がいでなくとも、その存在は大学生活の支えとなった。更に、ライフヒストリーを話すことは、そのコミュニティを過ごし易いものに変えるものだった。障がい学生にとっては、障がい学生と支援学生のコミュニティがあることが重要になる。

５．４．２　大学等の体制整備

Aさんは「障がい原論」、Bさん、Cさんは「障がい原論」と障がい学生のコミュニティに属することによって、大学生活で過ごし易さを感じるようになる。その背景としては、大学に障がい学生支援を担当する窓口や教職員が配置されていたことが挙げられる。

学生生活では予期していなかった状況に遭遇するものである。その際、個人での対応には限界があるため、大学が柔軟に対応し支える体制があることは、学生生活を円滑に送りやすくなり、ひいては障がい学生の学ぶ機会を保障することになる。Aさんの大学時代の困難は、障がいに関わる小さな難しさを感じた際に、適切な相談窓口が見当たらなかったことによるだろう。

職場においても同様である。社会人生活では大学生活以上に思わぬ事態が起こりがちである。事前の環境整備とともに、チームとして柔軟に取り組めるような職場環境が求められる。この点については、現在のAさんの職場環境が参考になろう。

５．４．３　過去の経験の変容

３名とも、それぞれ過去の経験をマイナスに捉えることがあった。例えば、中学時代のAさんにとって、障がいのある人が就職し家庭を持つことは困難であると考えていた。Bさんにとっては、障がい者となったことに葛藤があり、Cさんは学校に行けなかった自分に対して負い目があった。

しかし、現在の３人はそれぞれの経験を俯瞰して捉えており、程度の差はあるが展望を見出している。過去の経験に対する意味付けが変化しているともいえよう。それは、大学生活やその後の生活で分かりあえる仲間に出会い、ともに活動したことが影響している。「障がい原論」でライフヒストリーを話したことも一つのきっかけであったが、話されたライフヒストリーに応え、ともに歩む人たちの存在が欠かせないのである。

野口（2002）は、人々の思考はその社会で「支配的な物語」（ドミナントストーリー dominant story[13]）に影響を受けることを指摘するが、一方で、個人の「語り」を共有することはドミナントストーリーを書き換える可能性があるという。障がいに関わる困難経験や不登校経験は時に負の経験として解釈されるが、ライフヒストリーを語り、聴き、現実の生活が変化していくことによって個人の中にあったドミナントストーリーが変化したのである。

６　まとめ

「障がい原論」を参加者のライフヒストリーインタビューから考察してきた。授業に障がい者を招くことのみならず、ライフヒストリーを軸にしたことがこの授業のキーだと考える。ライフヒストリーを話すことは、かけがえのない私の「物語」を授業に「差し出す」こととともいえる。差し出された「物語」は受容され、意見交換や感想記述、振り返り会を通じて様々な反応を引き出していく。こうした受容的な「応答関係」を繰り返していく中で、受講生が「私も話してみようかな」と、新たな「語り」が生まれるのである。また、間接的には大学

として障がい学生支援に取り組むなど、障がい者の学ぶ権利が保障されていたことも見逃せない視点である[14]。

以上のように「障がい原論」の特徴は、ゲスト講師が語ることのみならず、その「語り」が受講生の「語り」を生み出し、新たな「物語」をつくることにある。つまり、授業自体が「語り」と「物語」の織りなす「ナラティブ・コミュニティ」として存在していたのである。どの授業も、この時にこの人達と展開される唯一無二なライブ空間であった。今後、ナラティブを重視したアプローチは、臨床やケアの現場のみならず教育、地域活動など多方面に広がる可能性を秘めている。

一方、本稿の課題は、個人の視点から社会の視点へと広げきれなかったことにある。「語り」を共有し個人の「物語」が変容することを確認したが、社会自体のドミナントストーリーとその変容については考察できなかった。「障がい原論」の試みから考えるのであれば、大学と同様に地域社会の中に「ナラティブ・コミュニティ」を創造することが求められよう。大学と地域の連携のあり方としても興味深く、今後の課題としたい。

末筆となってしまったが、インタビューに快く応じて下さった、Aさん、Bさん、Cさんに感謝申し上げる。ありがとうございました。

引用文献　参考文献

五十嵐一徳他（2015）「インクルーシブ教育時代における大学教育 -教育学部学生を対象とした当事者参加型授業の効果-」『広島大学特別支援教育実践センター研究紀要』第13号 pp65-74

石田京子(2009)「当事者参加型フィールド授業が当事者に与えるナラティブセラピー的効果」『創発 大阪健康福祉短期大学紀要』第８号pp115-122

宇井純（1991）『公害自主講座15年』 亜紀書房

沖縄大学特色GP(2009～2010)『ともに創り ともに学び ともに生きる -学生とつくる講義「障がい原論」2008、2009年度報告書』

障がい原論（2011～2016）『各年度障がい原論Ⅰ・Ⅱレポート集』

中西正司、上野千鶴子（2003）『当事者主権』岩波新書

野口裕二（2002）『物語としてのケア　ナラティブアプローチの世界へ』 医学書院

野本三吉（2001）「ライフヒストリー論序説」『生きる場からの発想 -民衆史への回路-』pp256-268 社会評論社

松下年子、本谷久美子（2012）「看護学教育における当事者講義の有用性」『埼玉医科大学看護学科紀要 ５巻１号』pp9-15

山本智子（2016）『発達障害がある人のナラティブを聴く -「あなた」の物語から学ぶ私たちのあり方-』 ミネルヴァ書房

横山正見（2011）「聴覚障がい者のアイデンティティ形成に関する研究-沖縄大学の『障がい原論』が提示している可能性-」2010年度沖縄大学大学院現代沖縄研究科修士論文

インターネット、新聞資料
日本学生支援機構（2016）「障害のある学生の修学支援に関する実態調査」 http://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/chosa_kenkyu/chosa/index.html
読売新聞　2016年11月12日朝刊

注

1　野口（2002, pp178-181）は、「語りの共同体」とは自由な語り、いまだ語られなかった語りを引き出すグループという意味で定義し、「物語の共同体」をグループ独自の物語が共有されているグループという意味で定義する。また、「語り」と「物語」が相補的に関わり合い、新しい語りが共有され定着する空間を「ナラティブ・コミュニティ」という。

2　例えば、ある受講生は障がいに関わる困難経験のため自信を失っていたが、受講生が障がいによる困難な経験を肯定的に聴き、受け入れてくれたことから自信を取り戻したという。「障がい原論レポート集（2014）」

3　特色GPとは文部科学省の「特色ある大学教育推進プログラム」の略称であり、各大学の特色ある教育プログラムに文部科学省が財政支援を行うものである。沖縄大学は、聴覚障がい学生支援をきっかけに障がい学生支援、学生支援の充実を目指すプログラム「ノートテイクから広がる大学づくり～新たなゆいまーるの創造を目指して～」を提案し、選定された。2007年度～2009年度に取り組まれる。

4　前年度受講生など単位取得者に依頼する。2008から2010年度は学内のTA制度に準じるものだったが、2011年度からは学内のTA制度とは異なる形で運用したい。

5　レポート集は受講生、ゲスト講師へ配布し不特定多数の者が目にするものではなく、自分史の掲載は任意であり、掲載の有無が成績評価に影響しないことを確認する。

6　五十嵐ら（2015）は、発達障がい児の家族や関係者を授業に招く授業実践を行い、インクルーシブ時代の大学教育において重要な実践であることを指摘する。

7　宇井純（1932-2006）沖縄大学名誉教授。東京大学にて自主講座「公害原論」を主宰し、水俣病や新潟水俣病の原因究明等に取り組む。その後、沖縄大学へ赴任し、沖縄大学地域研究所初代所長を務めるとともに、沖縄の環境問題に取り組む。公害問題、環境問題を専門とする。

8　野本三吉（1941- ）本名加藤彰彦。沖縄大学名誉教授、元学長。小学校教員、横浜市寿町のソーシャルワーカー、児童相談所、横浜市立大学教授を経て沖縄大学に赴任する。教育、福祉を中心に子どもに関わる分野を専門とする。

9　宇井（1991,p2）「公害原論開講のことば」には、「生きるために必要な学問の一つとして公害原論が存在する。（略）（この講座に）あるものは、自由な相互批判と、学問の原型への模索のみである」とある。公害原論は、公害運動のみならず大学のあり方を問い、講義の多様かつ本質的なあり方を提示した。

10　野本（2001）は、個人のライフヒストリーには、時代や社会の影響が表れるものであり、ライ

フヒストリーを丁寧に読み解いてくことで、個人的な経験に収まらない普遍的な課題を明らかにできる点を指摘する。社会福祉分野の研究や実践において、重要なアプローチ方法であるとする。

11　多様な者の参加がありつつも、聴覚障がい者の固有のニーズを満たし、ライフヒストリーを聴き合えるような深いコミュニケーションを可能とする点から、その可能性を明らかにする。

12　３名へのインタビュー日時は、Aさん2016年４月30日15：00～18：00、Bさん2016年５月７日20：00～22：00、Cさん2016年11月25日20：00～22：00である。

13　人生を制約する「物語」、人生の下敷きとなるような「物語」という意味である。例えば、「立身出世」が人生の根本原理として信奉されるとき、「立身出世」というドミナントストーリーにそって人生が語られる。逆にいえば､ドミナントストーリーにおさまらない経験としての「ユニークな結果」に注目し、光を当てることができれば、ドミナントストーリーはドミナントのままではいられなくなるという。「野口（2002 pp46,pp80-81）」

14　横山（2011）は、受講生以外でも聴覚障がい者の参加がある場合は、パソコンノートテイクを始めとする情報保障が整備されており、聴覚障がい者の参加を促進させていたことを指摘する。

地域研究　№19
2017年３月　43-60頁

The Institute of Regional Studies, Okinawa University
Regional Studies №19　March 2017 pp.43-60

性刑法に関する一考察
―改正「要綱（骨子）第三の罪」を中心に―

小西　吉呂*・外間　淳也**

A Study of Sexual Criminal Law on Sex Crimes
－Focusing on the Outline No.3 of Criminal Law Reform on Sex Crimes－

YOSHIRO Konishi，JUNYA Hokama

要　旨

本稿は、沖縄県において深刻な状況にある性犯罪について、改正が予定されている性刑法の第三の罪（第179条：監護者による性犯罪）を中心に検討を加えたものである。

要　約

100年以上の長きに渡って存続してきた性刑法の抜本的改正が目の前に近づいている。沖縄県は性暴力被害において悲惨な現状にあり、この刑法改正の行方を注視する必要がある。本稿は、この問題意識に立って、とりわけ目新しい内容を有する新設規定（第179条）について、児童福祉法等の周辺領域や判例等の実務分野に目を配りつつ掘り下げて考察したものである。

キーワード：刑法　刑事政策　性犯罪　監護者

一、はじめに

筆者らは2015年、本誌上で沖縄県における性暴力被害の実情について報告させていただく機会を得た[1]。その後の今日に至る１年余りの間にも「米兵準強姦事件」[2]「米軍属強姦致死事件」[3]等の重大事件が相次いで発生し、また、犯罪被害の相談件数において性被害の相談件数が最多であるとの報告[4]もなされている。さらに、DVの相談も後を絶たず、沖縄県民が悲惨な性暴力と向き合わざるを得ない状況が続いている。

*　沖縄大学法経学部教授
**　沖縄大学地域研究所研究員

沖縄タイムス2016年３月15日１面

琉球新報2016年５月22日１面

こうした中で、2017（平成29）年３月７日、国会に提出された性刑法の改正が現実的問題となりつつある。

1907（明治40）年に成立したわが国の刑法典はこれまでも改正は幾度となく繰り返されてきたが、条文を現代用語化した1995（平成７）年の改正はやや例外に属するものの、そのいずれもが若干の規定の実質的な改正という部分的なものにとどまっており、諸外国に見られるような刑法の大幅な改正にまでは至ってこなかった。とはいえ、その時代の要請に即した刑法の在り方を常に追求してきたことは否定できない。とりわけ、危険運転致死傷罪に関する規定（2001年）や消極的属人主義の規定（2003年）の新設、逮捕監禁罪等の法定刑の引上げ（2005年）、「情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律」の公布（2011年）等、2000年以降の刑事法改正と新立法の活発な動きには、注目すべきものが多い[5]。その中でも2013年に成立し翌年施行された「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」（自動車運転死傷行為処罰法）は、従来刑法典に規定されていた罪が削除され特別法として結実した点は、この種の犯罪に対する国民の激しい処罰を象徴しているという意味においても注目に値する。その近年の刑事立法における急激な変化を引き継ぎ、また象徴するものとして、性犯罪規定（176～181条）の改正を挙げることができる。

本稿は、現在改正の手続きが着々と進められつつあるこの性犯罪規定の改正について、これまでの議論を整理することを目的とするものである。

二、改正の概要

性犯罪規定に関して言及しようとすれば、「2004年の刑法等の一部を改正する法律」によ

る法定刑の引上げや集団強姦罪の新設等を看過してはならないが、ここ数年に限定してその動向を顧みれば、今回の性犯罪規定改正に関する直接的な着手は、2014（平成26）年10月31日に松島みどり法務大臣（当時）の指示を受け開かれた「性犯罪の罰則に関する検討会」がその端緒と捉えることが可能であろう。以降、同検討会は2015（平成27）年８月６日までに全12回の議論を重ね、「『性犯罪の罰則に関する検討会』取りまとめ報告書」[6]として公表されている。上記検討会の論点は、以下の通りである（※報告書より抜粋）。

〇性犯罪を非親告罪とすることについて
〇性犯罪に関する公訴時効の撤廃又は停止について
〇配偶者間における強姦罪の成立について
〇強姦罪の主体等の拡大
〇性交類似行為に関する構成要件の創設
〇強姦罪等における暴行・脅迫要件の緩和
〇地位・関係性を利用した性的行為に関する規定の創設
〇いわゆる性交同意年齢の引上げ
〇性犯罪の法定刑の見直し
〇刑法における性犯罪に関する条文の位置について

上記検討会での意見を踏まえつつ、法務省内で規定のさらなる検討が行われた結果、2015（平成27）年10月９日には岩城光英法務大臣（当時）が改正要綱（骨子）を法制審議会（刑事法部会）に対して諮問（諮問第101号）され、議論の末、内容にはいくつかの修正を加えつつ、総会において取りまとめられた後、金田勝利法務大臣（現職）へ答申されたのであった[7]。なお、法務省作成の要綱（骨子）に関する議論は、法制審議会刑事法部会において計７回行われ、2016（平成28）年６月16日には、委員15人中14人の賛成多数をもって採決されており、2017（平成29）年３月７日、通常国会に刑法改正案が提出された[8]。

〇第一強姦の罪（刑法第百七十七条）の改正

十三歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いて性交、肛門性交又は口腔性交（以下「性交等」という。）をした者は、五年以上の有期懲役に処するものとすること。十三歳未満の者に対し、性交等をした者も、同様とすること。

〇第二準強姦の罪（刑法第百七十八条第二項）の改正

人の心神喪失若しくは抗拒不能に乗じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、性交等をした者は、第一の例によるものとすること。

〇第三監護者であることによる影響力があることに乗じたわいせつな行為又は性交等に係る罪の新設

一　十八歳未満の者に対し、その者を現に監護する者であることによる影響力があることに乗じてわいせつな行為をした者は、刑法第百七十六条の例によるものとすること。

二　十八歳未満の者に対し、その者を現に監護する者であることによる影響力があること

に乗じて性交等をした者は、第一の例によるものとすること。

三　一及び二の未遂は、罰するものとすること。

〇第四強姦の罪等の非親告罪化

一　刑法第百八十条を削除するものとすること。

二　刑法第二百二十九条を次のように改めるものとすること。

第二百二十四条の罪及びこの罪を幇助する目的で犯した第二百二十七条第一項の罪並びにこれらの罪の未遂罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

三　一及び二の適用範囲

一及び二に係る規定（以下「改正規定」という。）により非親告罪化がされる罪であって、改正規定の施行前に犯したものについては、改正規定の施行の際既に法律上告訴がされることがなくなっているものを除き、改正規定の施行後は、告訴がなくても公訴を提起することができるものとすること。

〇第五集団強姦等の罪及び同罪に係る強姦等致死傷の罪（刑法第百七十八条の二及び第百八十一条第三項）の廃止。刑法第百七十八の二及び第百八十一条第三項を削るものとすること

〇第六強制わいせつ等致死傷及び強姦等致死傷の各罪（刑法第百八十一条第一項及び第二項）の改正

一　刑法第百七十六条若しくは第百七十八条第一項若しくは第三の一の罪又はこれらの罪の未遂罪を犯し、よって人を死傷させた者は、無期又は三年以上の懲役に処するものとすること。

二　第一、第二若しくは第三の二の罪又はこれらの罪の未遂罪を犯し、よって人を死傷させた者は、無期又は六年以上の懲役に処するものとすること。

〇第七強盗強姦及び同致死の罪（刑法第二百四十一条）並びに強盗強姦未遂罪（刑法第二百四十三条）の改正

一　次の１に掲げる罪又は次の２に掲げる罪の一方を犯した際に他の一方をも犯した者は、無期又は七年以上の懲役に処するものとすること。ただし、いずれの罪も未遂罪であるときは、その刑を減軽することができるものとすること。

１　第一若しくは第二の罪若しくはこれらの罪の未遂罪又は第六の二の罪（第三の二の罪に係るものを除き、人を負傷させた場合に限る。）。

２　刑法第二百三十六条、第二百三十八条若しくは第二百三十九条の罪若しくはこれらの罪の未遂罪又は同法第二百四十条の罪（人を負傷させた場合に限る。）。

二　一ただし書の場合において、自己の意思によりいずれかの犯罪を中止したときは、その刑を減軽し、又は免除するものとすること。

三　一の１に掲げる罪又は一の２に掲げる罪の一方を犯した際に他の一方をも犯し、いずれかの罪に当たる行為により人を死亡させた者は、死刑又は無期懲役に処するものとすること。

さて、このように「現在進行形」にある性犯罪既定の抜本的な改正作業であるが、本稿では、実現すれば新設となる要綱（骨子）第三の規定に関する議論を整理することを目的としている。その理由は、強姦罪及び準強姦罪等における主体及び客体の性差解消や法定刑の引上げ、強姦罪等の非親告罪化、強制わいせつ等致死傷罪の法定刑の引上げ、強盗強姦及び同致死傷並びにその未遂罪との法定刑の統一といった改正は、検討会での議論、あるいはそれ以前の時期から想定されていたものであるのに対して、この新たな規定の意義に関しては、やや唐突であるとの印象を拭うことができず、その意味において詳細な検討に値すると考えるからである。

とはいえ、これまでこの種の改正が主張されてこなかったわけではない。国連の各種委員会からは、次のような勧告がわが国においてはたびたびなされている。まず、女子差別撤廃委員会は、わが国の刑法に近親姦を個別に処罰する規定がないことに懸念を示し、「刑法の改正に当たっては、配偶者等からの暴力や個別の犯罪としての近親姦を含む女性に対する暴力に包括的に対処することを確保する」[9]ことが求められている。また、児童の権利委員会からは、「低い性交同意最低年齢、それが『援助交際』の実践に寄与し、児童の性的虐待の訴追を妨げうる」[10]ことに対する懸念が示されている。このように、わが国の性犯罪規定が諸外国と比較した際に「時代遅れ」と揶揄されることにも理由があるのであった。

また、筆者らが在住する沖縄県においては「はじめに」でも触れたように、ＤＶが大きな問題として横たわっており、このDVの中に性暴力（近親姦等を含む）が多数潜在しているのは周知の事実と見做さなければならない。従って、沖縄県における性犯罪の現状を鑑みれば、この第三の罪を巡る議論は無視することのできない重要な規定であると強調できるものである。「はじめに」でも触れたように、筆者らは、前述の「性犯罪の罰則に関する検討会」を素材に沖縄県における性暴力の現状に関する論考を発表した[11]。その論考の中で、在沖米軍人及び軍属の性犯罪が折に触れてクローズアップされているが、県内では家庭内暴力（DV）の発生件数が全国平均を上回り、家庭内の性暴力に関しても看過できない現状があることを指摘している。加害者と被害者とが互いに密接な関係性を構築しているような場合、被害者から捜査機関まで通報するまでに至らないことがこの種の犯罪の特徴であり、家庭内ではとりわけこの特徴が甚だしいため、この第三の規定の意義は検討に値すると思われる。さらには、性犯罪規定の核心であるところの「暴行脅迫」がその関係性ゆえに必ずしも手段として取られていないこともこの第三の罪の意義を考える上で重要であろう[12]。

従って、この新たな規定に対しては、まず、法制審議会における議論を概観し、同規定の成立が主張されるに至る背景や期待される効果を明らかにする必要があると考える。次に、同じ趣旨から、この規定が成立した場合にその適用が検討され得る具体例を概観し、可能な限り様々観点から規定の意義を検証する必要があると考えるのである。

しかし、実際に運用されるまでは同規定の意義に不透明な部分が多いことや改正が実現しない可能性等を考慮して、価値判断をなるべく避けつつ、本稿ではこれまでの議論の整理を

中心に論述をすすめることを予めお断りしておきたい。

三、性犯罪の罰則に関する検討会及び法制審議会における議論

上述の通り、性犯罪規定改正の要綱（骨子）は、法制審議会において計７回の議論を重ねた後、法務大臣に答申されている。この法制審議会に先立って開催された「性犯罪の罰則に関する検討会」における議論を踏襲しつつ、法制審議会では被害の実態に即した性犯罪規定の在り方を巡り、激しい議論が交わされたのであった。

今回の性犯罪規定の改正については、法定刑の引上げや強姦罪における主体客体の固定化を避けるための文言の変更、それに伴う他の規定の文言の変更あるいは規定の削除といったように、現行の規定の延長線上での改正が中心であると言えるが、その中で、要綱（骨子）第三の罪である「監護者であることによる影響力を利用したわいせつな行為又は性交等に係る罪」（以下、単に「第三の罪」とする）に関しては、少々「毛色」が異なっていると思われることから、この第三の罪が主に扱われた審議会（第３・５・７回）の議事録における各委員の発言から、⑴行為の主体、⑵行為の客体、⑶行為態様に関して議論を整理し、この規定の意義を抽出することが先決であると考える。なお、この第三の罪の法定刑は、強制わいせつ罪及び強姦罪と同等である。

⑴　主体について

第三の罪を改めて確認すると、次の点をこの規定の特徴として指摘することができる。まず、第三の罪の主体、すなわち行為者が「監護者」であり、客体は18歳未満の未成年者であることが重要である。また、規定の構成上、監護者たる主体と18歳未満の未成年者である客体の関係が認められれば、強制わいせつ罪あるいは強姦罪が成立する。

それでは、「監護者」とはいかなる身分であり、18歳未満の未成年者とどのような関係にある者を指すのであろうか。法制審議会刑事法部会において、法務省はこの点を「民法に親権の効力として定められているところと同様に、『監督し保護すること』を意味しますが、法律上の監護権に基づくものでなくても、事実上、現に18歳未満の者を監督し保護する関係」[13]にあれば、「現に監護する者」であると説明している。この説明から、筆者らは「監護者」に該当する者として、18歳未満の未成年者の「親権者」をすぐさま連想することであろう。そもそも、この規定の新設が主張された背景には、「被害者の意思に反して行われる親子間の性交が、強姦罪ではなく、より軽い児童福祉法違反等で処分されている現状等」[14]が指摘されている。

たとえ親子間の性交であったとしても、通り魔的な者の性犯罪行為に比してその当罰性が低いとは言えず、見方によってはより峻厳な非難が向けられることは想像に難くない。それにもかかわらず親子間というある種閉鎖的とも言える関係性が外部の目を遮断し、また類型的に暴行脅迫を伴わない事案が多く見られること等の要因から立証に困難を伴い、現行刑法の規定では対応が困難であるという指摘が、第三の罪の新設を主張する論者における核心を成していると思われる[15]。

ただし、本罪が成立するためには、「現に18歳未満の者を監督し保護する関係」という文言からも分かるように、必ずしも親子関係に限定されるものではないことに留意が必要である。このことは、「民法上の『監護』が、そもそも親子関係を基本とする概念でありますことから…親子関係と同視し得る程度に、居住場所、生活費用、人格形成などの生活全般にわたって、依存・被依存ないし保護・被保護の関係が認められ、かつ、その関係に継続性が認められることが必要である」[16]という説明が審議会においてなされていることからも分かるように、より具体的には「同居の有無、居住場所の関係、未成年者に対する指導状況、身の回りの世話等の生活状況、生活費の支出などの経済的状況、未成年者に関する諸手続等を行う状況など」[17]を考慮して判断されることになるという説明がなされている。

第三の罪の主体を構成する要素の重要性もさることながら、法制審議会においては、監護者の範囲について次の重要な問題が提起されている。というのは、「同居の有無や居住場所に関する指定などの状況、指導状況、身の回りの世話などの生活状況、生活費の支出などの経済的な状況、未成年者に関する諸手続などを行う状況などの要素を考慮して、個別に判断されるもの」[18]であることから、例えば養護施設の職員のように通常我々が親権者として想定していないような立場の人物が本罪の対象となり得るか否か、また、未成年者の親権を争っているような場合の本罪適用の有無が議論の中心となっている。この疑問に対して法務省が用意していた回答は、上記の判断要素を総合的に検討した上で、「『現に監護する者』に該当することはあり得る」[19]というものであった。

しかし、主軸となるのは親子関係やその周辺に位置するような関係（養父母や父母の愛人等との関係）であることに疑いはなく、従ってそこから処罰の対象となる関係性の外延を個別具体的に判断することになる。そのため、この点に関しては、判例の蓄積を待つほかはないと思われる。

第三の罪の対象を上記のように「監護者」と定めることに関しては、次のような意見が見られた。すなわち、「実際の被害に着目すると、もう少し教育関係等に広げるべきではないか」[20]といったものや「特に教師とかスポーツ指導者、それをなぜ外してしまっていいのかという議論が必要」[21]といったものである。このような主体の拡大を求める主張に対しては、次のような慎重論が主張されている。すなわち、性交に関する客体の同意を問題とせずに処罰するという規定の構造上、その対象となる関係性については限定的でなければならず、かつその方が被害者保護の目的に資するという立場から、「監護者以外にも適用範囲を広げていくとなると、また具体的な事情を考慮しなければならないという話になってきますので、規定が曖昧化し、また、それによっていわば『抜け道』ができてしまうということにもなりかねない」[22]といったものや「義務教育というのは、確かにある意味支配関係が強いという点で、監護関係がある場合と、それから、普通の教師の場合、あるいはスポーツのコーチ等の場合との中間にある…やはり生活の基盤が全面的に依存している監護関係にある者と比べれば、依存関係が弱いということで、監護関係がある場合に限って今回立法することは適当ではな

いか」[23]というものである。

この規定の主体の範囲を巡る主張の対立は、刑法の保護法益である性的自由の保護に可能な限り忠実であろうとする立場と実際的観点から未成年者の保護を優先しようとする立場との衝突ではないかと見ることができよう。無論、両者はまったく独立して成り立つものではなく、あくまでどちらに比重を置くのかといった段階的なものであると筆者らは推察する。とはいえ、性的自由を性犯罪規定の保護法益とする枠組みにおいては、監護者と見なされる者の中に教師やスポーツの指導者等を含めるには少々無理があるのではないかというのが筆者らの率直な印象である。そのため、主体を監護者という未成年者にあらゆる角度から多大な影響を行使しうる主体や未成年者が容易には抜け出すことができないような関係性に限定することが無難であろうが、教育における教育者と被教育者、スポーツにおける指導者と被指導者、職場における雇用者と被雇用者等といった様々な場面での関係性における性的暴力が考えられ、現実にそれらは行われている。その意味では、この規定の射程範囲が狭いのではないかという疑問がないわけではない。

いずれにせよ、第三の罪の新設が実現し、実際の裁判でその適用が争点となった場合、裁判官が示す判断に関しては、上記の点に着目した分析を行う必要が生じてくるであろう。

⑵　客体について

この第三の罪における主体については、法制審議会の議論からその輪郭をある程度明らかにすることができたのではないであろうか。ここからは、本規定が処罰する行為の客体に関する審議会の議論を概観する。最初に疑問点を挙げるとすれば、やはり何故客体を18歳未満に限定したのであろうかということである。

この点に関する法務省の説明は、次の通り18歳未満の未成年者の意思決定能力の本来的瑕疵である。すなわち、「18歳未満の者が精神的に未熟である上、生活全般にわたって自己を監督し保護している監護者に精神的にも経済的にも依存している関係にあることから、監護者がそのような関係性を利用して18歳未満の者と性交等を行った場合には、類型的に18歳未満の者の自由な意思決定に基づくものとはいえない」[24]といったものである。

顧みれば、法制審議会に先立つ「性犯罪の罰則に関する検討会」においても「いわゆる性交同意年齢の引上げ」に関する議論が行われている。結局、性交同意年齢の引上げは見送られることとなったものの、「性交同意年齢の引上げにより処罰する必要があるとされている事例は、有効な同意がない事例であると考えられ、地位又は関係性の利用などの新しい類型を設けることで対処すべきではないか」[25]とする指摘が見られる。そこで、「地位・関係性を利用した性的行為に関する規定の創設」に関する検討会における議論を概観すると、「加害者が親などの近親者であって被害者を扶養しているという関係のほか、教師と生徒の関係や雇用関係、障害者施設の職員と入所者、医師と患者、スポーツのコーチや協会役員等と選手といった関係が考えられる」[26]と指摘されている。今回の第三の罪の新設に関しては、性交同意年齢の引上と地位関係性を利用した性的行為に関する規定の創設に関する議論を部分的

に採用し、両者を混合した罪であると見ることが可能であろう。

しかし、この説明に対しては、「子供の健全な育成のために良くない行為ということで、児童福祉の視点から処罰をするということに何の問題があるのかという根本的な疑問があり、なおかつ、児童福祉の視点で、特に親族に関して加重するという類型を置くのではなぜいけないのか」[27]といった疑問が提起されている。周知のとおり、児童福祉法第34条第１項第６号は、「児童を淫行させる行為」を禁止し、その60条では「第34条第１項第６号の規定に違反した者は、10年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」と規定されている。

「児童を淫行させる行為」の解釈に関する判例の立場は[28]、「児童の心身の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる性交又はこれに準ずる性交類似行為」や「児童を単に自己の性的欲望を満足させるための対象として扱っているとしか認められないような者を相手とする性交又はこれに準ずる性交類似行為」が「淫行」であり、また、これを「させる行為」は、「行為者と児童の関係、助長・促進行為の内容及び児童の意思決定に対する影響の程度、淫行の内容及び淫行に至る動機・経緯、児童の年齢、その他当該児童の置かれていた具体的状況を総合考慮して判断」すべきとするものである。

このような判例の立場からもわかるように、監護者の規定が想定している行為は、児童福祉法でも対応可能なものもある。従って、何故新たな類型を刑法に設ける必要があるのかに関する説明がなくてはならない。

これに対しては、第三の罪が「18歳未満の被害者が瑕疵ある意思によって性交に応じざるを得なくなる、という点において、将に性犯罪としての被害の実質」[29]があり、児童福祉法で対応することは不適切である旨の説明がなされ、これに賛同する意見が多数を占めた。すなわち、18歳未満の者の意思決定能力の未熟につけ込んだ悪質な性犯罪をより重い刑罰で処するためという理解が賛同者の概ね共通するところであった。

従って、18歳未満の者が監護者と合意の上で性行為に及んだ場合を想定することに意味はないと理解を推し進めていくことも可能である。また、一概に18歳未満の未成年者の意思決定能力を否定しているというものではなく、監護者という被害者にとって強力な影響力を行使し得る主体に限定して、その意思決定能力の瑕疵を擬制しているのである。さらに、監護者が主体である以上、被害者を18歳未満であると認識していなかったという錯誤も通常考えられないと思われるため、この第三の罪は、いわば13歳未満の強制わいせつ罪や強姦罪等を補完する規定であり、さらには児童福祉法第34条第１項第６号を実質的に強化する規定であると解することも可能である。この点については、やはり法務省側からもその旨の説明がなされているのであった[30]。

ただし、刑罰という行為に対する効果の点では共通していたとしても、性犯罪既定の保護法益はあくまで性的自由であり、児童福祉法及び青少年健全育成条例とは目的において異なる。要するに、18歳未満の未成年者に保護対象を限定した第三の罪は、性的自由の保護を目

的としているにもかかわらず、そこには児童福祉的な価値を保護しようとする意思を窺うことができ、従来の「性的自由」に関する理解の範疇からは説明が難しいという印象を抱かざるをえないのである。そこで筆者らは、改めて性犯罪既定の保護法益論を見直す時期に直面しつつあるのではないかと考えるに至っており、やはり今後の動向から目を離すことはできないであろう。

⑶　行為態様について

第三の罪における主体及び客体がある程度明らかとなったところで、次は、本罪が処罰するわいせつあるいは性交の態様について見ていく。この点に関して、要綱(骨子)においては、「当該十八歳未満の者を現に監護する者であることによる影響力を利用した」わいせつあるいは性交と示されている。すなわち、ここからは「影響力を利用した」という構成要件の解釈が問題とされなければならない。

この点に関する法務省の説明は、「必ずしも積極的・明示的な作為であることを要するものではなく、黙示や挙動による利用ということもあり得るもの」[31]とされており、ここから、通常監護被監護の関係を肯定することができれば、「影響力を利用した」と判断されるものと言えるようである。当然、この説明に関する監護者の影響力が否定され得るケースとはどのようなものなのかといった疑問が提起されているが[32]、これに対しては、「監護者であるということを相手に認識させなかった場合などが考えられる」[33]といった答弁がなされている。

以上の議論から、監護者の被監護者に対する影響力が「継続的」なものであり、例外的にこれが遮断される場合に限り、構成要件該当性が阻却されると解することができる。この点は、これまで同種の事案を処理してきた準強制わいせつ罪や強姦罪とは一線を画するものと考えられる。現行法が原則として一個の行為に着目して「心神喪失」や「抗拒不能」であったか否かを判断していたことを想起すれば、その違いは瞭然であろう。

しかし、構成要件該当性が無条件に認められるということではない。本罪が故意犯である以上、故意における認識内容や錯誤の点が問題視されなければならない[34]。これに関しては、「故意があると言えるためには行為者におきましてその18歳未満の者に対する監護者の影響力が一般的に存在することを基礎付ける事実の認識、また、その影響力が遮断されていない状況で性交等を行った事実の認識というところが必要である」[35]とされ、通常なかなか起こり得ないこととはいえ、この認識の欠如や錯誤があった場合には故意が阻却される。

しかしながら、前述した通り、監護者に該当するか否かについては複数の要素を事案に応じて個別具体的にかつ複合的に判断する必要があること等から、故意が成立するか否かについても判断が複雑になることは避けられないのではないかという懸念が生じる。

ちなみに、この「影響力を利用して」という文言に対しては、あたかも行為者の積極的な意思が求められているように読み取ることができるという理由から、「影響力に乗じて」が適切ではないかとの指摘がなされた。これに関しては、「要綱（骨子）第三の罪というのは監護権の影響力がある状況下でなされた18歳未満の者の意思決定は、外見上、自由なものの

ように見えても自由な意思決定ということはできないと法的に判断するということだろうと理解しております。そうすると、先ほど来、御意見がありましたように、影響力を利用したという文言はちょっと強すぎる」[37]といった文言の変更に肯定的な主張も見られた。その結果、監護者処罰規定については、最終的に、次の通りに修正が加えられたのである[38]。

一　十八歳未満の者に対し、その者を現に監護する者であることによる影響力があることに乗じてわいせつな行為をした者は、刑法第百七十六条の例によるものとすること。

二　十八歳未満の者に対し、その者を現に監護する者であることによる影響力があることに乗じて性交等をした者は、第一の例によるものとすること。

文言の修正が行われたものの、基本的には監護者であると判断されれば18歳未満の者に対する影響力を行使することが可能であると判断されるため、ことさらに「乗じて」の解釈が問題になることはないと思われる。問題は、例外的に監護者の影響力が遮断される場合とはどのような場合なのかということであろうが、紙幅の関係から、本稿でこれを論じることは差し控えておく。しかし、ひとつ付言するとすれば、現行の強制わいせつ及び強姦罪が依然として暴行脅迫要件を存続させ、判例・学説においても一定の理解を得ている以上、この第三の罪における「影響力に乗じて」の解釈は、暴行脅迫要件のそれにある程度拘束されることであろうということである。筆者らは、「監護者」による18歳未満の者との性交が杓子定規的に不同意であると判断されることの危険性の有無に関して、常に注意していなければならないと思われる。18歳未満であることが必然的に意思能力の瑕疵に結びつくという論理が、児童の主体性を顧慮しないものとなるのかどうかという点に留意する必要はあろう。

四、判例

ここまでは、第三の罪に関する法制審議会の議論を概観してきた。ここからは、この第三の罪が新設された場合にその適用が検討されるであろう判例を確認しておきたい。この際、筆者らが意図しているのは、法制審議会においてもっとも対立が激しく、疑問点も多く見られた「監護者」の外延をいかに判断するのか、という問題点をより明確に抽出することである。すなわち、法制審議会で述べられた「同居の有無、居住場所の関係、未成年者に対する指導状況、身の回りの世話等の生活状況、生活費の支出などの経済的状況、未成年者に関する諸手続等を行う状況など」[39]とされる監護者であるか否かの判断要素を基礎に、第三の罪がいかなる事案に対応することできるのかを確認するのである。

⑴　東京家庭裁判所判決平成10年４月21日児童福祉法違反被告事件（有罪：上訴等不明）[40]

事案の概略は、以下の通りである。

被告人は、同棲するA子の愛人として養女B子（被害者）の勉強をみたり躾たりして同児

童を養育してきたものであり、かねて同児童に対して性的欲望を抱き、同児童が18歳に満たないものであることを知りながら、性交を迫って拒否されるなどしていたところ、平成９年１月16日ころ、風邪ぎみでパジャマ姿で横臥していたB子の布団にもぐり込み、同児童の身体に触るなどしていたが、同児童が被告人の行為を拒めば養母のA子が被告人から暴力を振るわれることなどを危惧して被告人にされるままになった末、真実被告人に家を出て行ってもらいたいと願っていた同児童が「１回やらせたら、この家から出て行ってくれる。」と被告人に確認を求めたのをいいことに、被告人は「出て行く。」旨約束して、同児童に自己との性交に応じることを承諾させ、よって、同児童をして養母の同棲中の愛人である被告人を相手に性交させ、もって、児童に淫行をさせた。

これに対し家庭裁判所は、「被告人はアルバイトでの収入、両親からの仕送りなどの中からA子に毎月支払っており、これが家計の支えになっていたこと、炊事、洗濯、買物等の家事をしたりB子の勉強を見たり、またB子の実質上の義父として、様々な影響力もっていたことは明らかであるところ、本件では、被告人は、B子に被告人との性交を容易ならしめこれを保進助長するべく、B子が１回被告人との性交に応じれば被告人は家を出て行くなどと偽りの約束を与えるようなこともしているのであって、被告人がB子に事実上の影響力を及ぼして被告人を相手に性交させたことが明らかである」と判示し、懲役１年を言い渡している。

さて､本判例の被告人が要綱(骨子)第三の罪における｢監護者｣に該当するか否かについて、「同居の有無、居住場所の関係、未成年者に対する指導状況、身の回りの世話等の生活状況、生活費の支出などの経済的状況、未成年者に関する諸手続等を行う状況など」の要素を具備していたのかを具体的に検討する。

まず、被害者であるB子とその養母A子は、複雑な家庭環境から、B子を一時期A子の両親宅に預けて生活していたことが認められるが、B子が高校１年生の頃になるとA子及び被告人の同居するアパートで共に生活を送っていたことから、同居していたことに疑問を挟む余地はない。また、居住場所についても被告人とB子はアパートの同室内で共に生活をしていたことも認められている。

次に、被告人はB子に対して、「B子の勉強をみてやったり、B子に躾をしたり、A子に対し暴力を振るったりして、養母の愛人として、またB子の実質上の義父として、様々な影響力をB子に対してもっていたことは、明らかである」ことが認められている。そのため、本事案においては、未成年者に対する指導状況や身の回りの世話等の生活状況に関しても、被告人が被害者に対して強い影響力を有していたことが推察できる。

加えて、被害者は、自身が被告人を拒絶した場合に養母であるA子が被告人から暴力を受けること等を危惧し、家出を断念していることも指摘されている。

以上の事実から、本事案における被告人と被害者の関係は、被告人が被害者に対して強制わいせつ罪等の成立に求められる程度の暴行・脅迫を用いてはいないこと、また、一個の行為として本件を見た場合には必ずしも被害者の不同意が認定できないこと等の事情がこの種

の犯罪に類型的に認められるものであり、第三の罪の新設を検討する上で特筆すべき点であると思われる。また、被告人が養母の愛人関係というやや特殊な事情を帯びたものではあったが、家庭裁判所が認定した事実から、被告人が第三の罪でいうところの「監護者」に該当することに関してほとんど異論は出ないものと思われ、まさに第三の罪の新設が主張される典型的な事案であると指摘することができる。

もっとも、被告人の弁護人からは、「被告人がB子を一人の女性として愛するようになり、B子が高校３年生になるころには、養母のA子から結婚について承諾を得てB子と真剣に交際を始め、仙台の両親にも紹介して性交を行ったもの」であって、淫行をさせたものではないという主張がなされている。たしかに、被告人と被害者B子は、もとは赤の他人であることから、被告人に被害者に対する好意が芽生えることも完全には否定しがたい。しかし、問題は、被害者にとって被告人がどのような存在であり、またどのような影響力を持ちそれを行使していたのかが重要なのである。家庭裁判所が「証拠上B子が被告人との性交を嫌っていたものであること、それ故、被告人がその事実上の影響力を及ぼして、自己を相手に淫行させたものであることは明らか」と個別に判断したのは、そのためでもあろう。

上記判例の概観から、例え母親の愛人関係にある行為者についても「監護者」に該当する可能性が完全には否定されないことがある程度明らかになったと思われる。

⑵　東京高等裁判所判決平成22年８月３日児童福祉法違反被告事件（有罪確定）[41]

次の事案も児童福祉法違反に関するものであり、事案の概略は次の通りである。被告人は、被害者Bの養父であり、そのような自己の立場を利用し、被害者B（当時15歳）をして被告人を相手に性交させ、児童に淫行をさせる行為を行った。

被告人と被害者Bとの関係に着目すると、次の事実が示されている。被告人とBの実母との再婚であり、B以外にも２人の子どもがおり、５人で構成される家族であった。被告人は、上記犯行に至るまでに何度もBと性交していることを裁判所は指摘している。

また、検察官調書に基づき、概ね次の事実が認定されている。すなわち、Bは小学２年生のときに被告人と暮らすようになったこと、小学４年生のころから被告人から陰茎を見せられたり、胸、尻、陰部等を触られるようになり、嫌だったが、抵抗して被告人を怒らせると暴力を振るわれるかもしれないと思い抵抗できなかったこと、小学５年生のころから被告人から何度も性交させられ、足をバタバタさせて嫌だと言って顔を殴られたことがあり、中学生になったころからは殴られるのが嫌で抵抗しなかったこと、被告人からは性交したことをDにいうと被告人とDが離婚することになって家族がバラバラになり、生きていくことができない旨の脅迫があり誰にも打ち明けられないでいたこと、平成20年５月中旬ころの午後２時ころ、リビングで音楽を聴いていると、被告人が帰宅して作業着を脱ぎ、パンツ１枚になったため、２階の自分の部屋に行こうとしたところ、腕をつかまれてトイレの前の廊下に押し倒され、馬乗りになられて性交されたが、殴られると思って抵抗はしなかったこと、被告人のことは殺したいくらい嫌いであること等を被害者は検察官に供述しているのであった。

以上の事実をもって裁判所は、本件性交の際、被害児童は、養父である被告人から性交されることに対して抵抗する等できない心理状態にあったものであり、被告人もこのような事情を認識していたものといい得るから、被告人は、養父である立場を積極的に利用して被害児童と性交したものであり、本件性交は児童福祉法34条１項６号にいう「淫行をさせる行為」に該当するというべきである旨判示し、懲役３年の判決を下したのであった。

本事案においても「同居の有無、居住場所の関係、未成年者に対する指導状況、身の回りの世話等の生活状況、生活費の支出などの経済的状況、未成年者に関する諸手続等を行う状況など」といった監護者の諸要素を被告人は具備しており、第三の罪が適用されることにおそらくは疑いの余地はないものと思われる。裁判所が量刑の理由の中で「被害児童は、当時15歳の高校１年生で、アルバイトをしていたものの生活のほとんどを被告人と実母に頼っていた上、被告人の暴力を恐れて抵抗することすらできない状況に置かれていたのであるが、被告人は、そのような被害児童の養父であるという立場を利用して、被害児童と性交したものである」述べていることや本事案において被害者の明示の抵抗等が確認できないこと等から強姦罪または準強姦罪を適用することは困難であることが推察でき、18歳未満の未成年者の意思決定の瑕疵をとりわけ強調していた法制審議会での議論が想起される[42]。

⑶　京都地方裁判所判決平成18年２月21日強姦、強姦未遂、準強姦被告事件〔聖神中央教会主管牧師による強姦・準強姦等被告事件〕（有罪確定）[43]

本事案の被告人は教会の牧師であり、被害児童は教会の信者であることから、直ちに監護被監護の関係性が両者の間から導き出されるものではない。しかし、判例を通読すれば、そこには要綱（骨子）第三の罪が処罰を目的とする主体と客体との関係や行為態様が確認できるのである。

また、本事案は、宗教法人聖神中央教会の主管牧師が７人もの未成年者（12～16歳）を数年にわたり姦淫し続けた強姦・準強姦等被告事件であり、当時の最高刑である懲役20年が言い渡された事件である[44]。

被告人は、「被告人の指示に従わなければ地獄に堕ちて永遠に苦しみ続ける」旨の説教を行い、信仰を媒介に被害児童に対して強力な影響力を行使していたことが事実として認められている。この点について裁判所は、「神に最も近い存在である被告人から要求され行動されれば、被告人に抵抗し、姦淫を拒絶することはおよそ不可能なことであったと認められ、被告人の要求どおり従順に行動せざるを得なかった、すなわち、牧師である被告人には抗拒できない状況で姦淫されたと認められる」と判示されており、被害児童たちは被告人や教会関係者に洗脳されていたと言っても過言ではない。

また、本件少女らは、いずれも幼いころから母親とともに教会に通い、被告人の説教等を聞き、家庭でも食事の前に神への祈り、感謝の言葉を唱えてから食事をするように教えられ、教会に泊まるようになり、中には学業が疎かになり出席日数が足りないと言われる者もいる等、家族ぐるみで教会での信仰中心の生活を送っていたことが明らかにされている。

さて、本事案において裁判所が認定した事実を「同居の有無、居住場所の関係、未成年者に対する指導状況、身の回りの世話等の生活状況、生活費の支出などの経済的状況、未成年者に関する諸手続等を行う状況など」の監護者を構成する要素に照らした場合、被告人を「監護者」と判断できるか否かについては消極的にならざるを得ない。しかしながら、次のことを指摘することが可能である。

すなわち、上述の公判で明らかにされた事実を総合すれば、被告人の被害者に対する影響力の程度は信仰を媒介にして、ある意味においては家庭内における親権者以上であったと指摘することができるのではないであろうか。本事案では同居の保護者と未成年者との間に見られる要綱（骨子）第三の罪が想定している類型的な関係性が存在するとは言い難いものの、それと同一視あるいは部分的にはそれ以上に密接な関係性を本事案の被告人と被害児童たちの間に看取することができるということである。また、「監護者」の外延は事案に則して個別具体的に判断するとして法制審議会の議論の場でも明確に定まることはなかったこと等から、今後、同種の事案が発生し、かつ第三の罪の新設が実現した場合にはどのような処理がなされるのか（監護者規定ではなく、従来の強姦罪や準強姦罪での処理も可能であると思われる）、注目に値すると思われる。

五、おわりに

ここまで、「監護者であることによる影響力を利用したわいせつな行為又は性交等に係る罪」の規定に関する法制審議会における議論や新設が実現した場合に関連する判例をおおまかに整理した。これにより、本規定が抱える課題を考察するための基礎的資料の提供という本稿の目的は、ある程度達成されたと思われる。

改めて要綱（骨子）第三の罪が抱える課題を提示するとすれば、次のようになるであろう。まず、「監護者」の範囲が十分に明確ではない点である。18歳未満の未成年者に多大な影響力を行使することのできる「監護者」を同意の有無や暴行脅迫の有無などを問うことなく処罰することのできる規定の構造から、この主体の範囲を明確にする必要性はとりわけ大きいと言える。しかし、未成年者の保護という観点からは「監護者」に行為主体を限定する必要はなく、現にその趣旨の主張もなされており、この対立が今後どのような展開を見せるのかについてはその動向に注視する必要があると言える。

また、上述の主体の範囲の明確化という論点以外にも、どのような場合に監護者の影響力が「遮断」されるのかという論点が法制審議会において議論されていたことを想起せざるを得ない。この点は、故意や構成要件的事実の錯誤に関する議論が密接に関連してくると推測される。

さらに、性犯罪規定の保護法益論に関連して、18歳未満の未成年者が真に望んで「監護者」と性交に及んだ場合（そのような例は稀であると考えるが）、「性的自由」の保護という観点からどのように処罰を正当化するのであろうか。この第三の罪に関しては、主体と客体を限

定して行為に対する客体の「不同意」だったことを擬制しているわけであるが、はたして性的自由という保護法益の範疇で議論できるのか、さらに検討が必要であると思われる。すなわち、この種の犯罪の深刻度や適切な処罰の必要性に関して異論を挟む余地がないとはいえ、従来の保護法益に関する理解で十分に説明できるのかについて、これを肯定的な形で改めて保護法益論を展開していく必要があると考えるのである。

注

1　小西吉呂・外間淳也「沖縄県における性暴力の現状と課題―刑法的視点を中心に―」沖縄大学地域研究所紀要地域研究第16号（2015）23－46。

2　沖縄タイムス2016年３月15日１面参照。

3　琉球新報2016年５月22日１面参照。

4　2015年度の560件のうち159件と最多であった沖縄被害者支援ゆいセンター調べ)。(URLhttp://www.mco.ne.jp/~yui/02katsudou.html）最終確認2016年11月29日。

5　山中敬一『刑法総論第３版』成文堂（2015）４頁以下参照。

6　法務省「性犯罪の罰則に関する検討会」法務省HP（URLhttp://www.moj.go.jp/keiji1/keiji12_00090.html）最終確認2016年９月28日。

7　法務省「要綱（骨子）修正案」法務省HP
(URL http://www.moj.go.jp/keiji1/keiji12 122.html）最終確認2016年９月28日。

8　法務省HP (URL http://www.moj.go.jp/keiji1/keiji12_00140.html) 最終確認2017年３月15日。
なお、以下も参照。
「性犯罪厳罰化、刑法改正へ＝男性被害、親子間も対象-法制審」時事通信（2016年６月16日11時34分)、「性犯罪厳罰化へ答申＝強姦罪、告訴不要に-法制審」時事通信（2016年９月12日)。

9　女子差別撤廃員会「日本の第７回及び第８回合同定期報告に関する最終見解」内閣府男女共同参画局（2016）７頁（URL http://www.gender.go.jp/international/int_kaigi/int_teppai/iinkai.html）最終確認2016年10月12日。

10　児童の権利委員会「児童の権利委員会の最終見解：日本」外務省（2004）11頁（URL http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/）最終確認2016年10月12日。

11　小西・外間、前掲（注１）23－46。

12　同上29頁。

13　法制審議会刑事法（性犯罪関係）部会第１回会議議事録７－８頁（加藤幹事発言)。

14　前掲注（12）７頁（加藤幹事発言)。

15　前掲注（12）16頁。例えば、法制審議会における小西委員の次の指摘が、このことをよく表していると思われる。「親から繰り返し被害を受けている子のほとんどはというか、全員はと言っていいくらいですけれども、抵抗なんか全く考えもしません。父親とそうやって接触することだけが虐待を防ぐ方法であったり、あるいはそうしないと非常にひどい行為をされたりすると

いうことがあるので、被害の最初はどうだったか分かりませんけれども、最後の頃になってくると当然、抵抗なんかしないわけです」。

16 法制審議会刑事法（性犯罪関係）部会第３回会議議事録３頁（中村幹事発言）。

17 同上。

18 法制審議会刑事法（性犯罪関係）部会第５回会議議事録９頁（中村幹事発言）。さらに例として、前掲注（12）13頁（加藤幹事発言）では、「例えばお母さんの彼氏と言われているような方がたまに家に帰ってくるということがあっても、同居しているとも言えず、生計も別であり、意思疎通も18歳未満の者とはほとんどないということになれば、通常は監護しているとは言えないだろうと考えられますし、一方、法律上の監護権者でなくても、実親との関係、お母さんとの関係がいわゆる内縁といわれるような実態的な夫婦関係にあって、またその18歳未満の者との関係も実の父子と変わらないというような関係にあれば、監護している者と言える場合もある」と説明がなされている。その他様々な関係性が挙げられていたが、基本的には民法上の監護者を基礎として、それと同一視できる程度に18歳の未成年者に対する影響力を有することが判断基準であるとされている。

19 前掲注（18）10頁（中村幹事発言）。

20 前掲注（18）12頁（角田委員発言）。

21 前掲注（18）12頁（木村委員発言）。

22 前掲注（18）18頁（井田委員発言）。

23 前掲注（18）18頁（佐伯委員発言）。

24 前掲注（18）２頁（中村幹事発言）。同様に、前掲注（12）５頁（橋爪幹事発言）は、「意思決定に瑕疵が生じやすいという観点から処罰範囲を拡大し、その性的保護を強化するということには十分な理由がある」と主張している。

25 前掲注（６）27頁。

26 前掲注（６）23頁。

27 前掲注（16）７頁（宮田委員発言）。

28 最高裁判所第一小法廷決定平成28年６月21日裁時1654号８頁。

29 前掲注（16）８頁（橋爪幹事発言）または前掲注（17）８頁（中村幹事発言）。

30 前掲注（18）13頁（中村幹事発言）において、「強制わいせつ罪を補充する趣旨で設けようとするものでございます。したがいまして、仮にある行為が外形的には強制わいせつ罪ないし要綱（骨子）第一の罪と要綱（骨子）第三の罪との双方に該当するように見られる場合には、強制わいせつ罪又は要綱（骨子）第一の罪のみが成立するものと考えております」と説明がなされている。

31 前掲注（16）３頁（中村幹事発言）。

32 前掲注（16）20頁（橋爪幹事発言）からは、「監護者との性交等であっても、その影響力を利用したとは言えない場合があるということが前提になっているように思われますが、具体的に

どのような事例について、影響力の利用に該当しないと考えておられるか」と疑問を提起されている。

33　前掲注（16）20頁（中村幹事発言）。

34　前掲注（18）14頁（塩見委員発言）。

35　前掲注（18）15頁（中村委員発言）。

36　前掲注（18）15頁（今井委員発言）によれば、「「直近の被害者に向けられた特定の行為の立証が必要になるようにも読めるわけでありますけれども、その影響力が遮断されているか否かということがこの犯罪を否定する大きな要素であるという御説明があり、私もそれに賛成するものであります。そして、そのことをもう少し的確に表現するならば、『影響力があることに乗じて』というふうな、他の表現ぶりの方が適切ではないか」ということのようである。

37　前掲注（18）17頁（佐伯委員発言）。

38　法務省「要綱（骨子）修正案」法務省HP
（URL http://www.moj.go.jp/keiji1/keiji12 122.html）最終確認2016年９月28日。なお、2017年３月７日、国会に提出された条文も、次のように同様である。
（第百七十九条）十八歳未満の者に対し、その者を現に監護する者であることによる影響力があることに乗じてわいせつな行為をした者は、第百七十六条の例による。
２　十八歳未満の者に対し、その者を現に監護する者であることによる影響力があることに乗じて性交等をした者は、第百七十七条の例による。
法務省HP（URL http://www.moj.go.jp/content/001220246.pdf）最終確認2017年３月15日。

39　同上。

40　東京家庭裁判所裁判平成10年４月21日家庭裁判所月報50巻10号156頁。

41　東京高等裁判所判決平成22年８月３日高刑63巻２号１頁、東高刑時報61巻183頁、判タ1342号249頁。

42　同種の事案で特に刑が重かったものとして、東京高等裁判所判決平成17年６月16日高刑速平成17年125頁（3242号）を挙げることができる。本事案においては、被害児童が被告人との性交が原因で妊娠出産したという事情が刑を重くする理由として考慮されている。

43　京都地方裁判所判決平成18年２月21日判タ1229号344頁。

44　「婦女暴行で牧師を追送検＝信者少女５人計11件－京都府警」時事通信社（2005年６月20日）、「相次ぐ宗教団体トラブル＝独自の教義、表面化しにくく－暴行、殺人、強引勧誘」時事通信社（2007年10月15日）。

地域研究　№19
2017年３月　61-71頁

The Institute of Regional Studies, Okinawa University
Regional Studies №19　March 2017 pp.61-71

南北大東島を旅して（1）―南大東島

牧　　洋一郎*

Take a trip to Kita and Minami Daito-Jima（1）
―Minami Daito-Jima

MAKI Yoichiro

要　約

南大東島の経済は、砂糖キビ農業と製糖業に大きく依存している。そこで、この島の現地調査を踏まえて、島における砂糖キビ農業の重要性を考察することにした。なお、この島は砂糖キビ農業と共に独自の文化を持つ島であり、更なる島の発展のために他産業との連携によって、島の向上を模索することの必要性を論述した。

キーワード：砂糖キビ農業、離島、八丈島の文化、沖縄各地の文化、隆起珊瑚礁の島

一　はじめに

平成28（2016）年７月14日～17日の短い日程ではあったが、当大学名誉教授の組原洋氏を始め４名で南北大東島（うふあがりじま）を旅した。共同調査による旅ではあったが、その調査目的は、児童文学、社会福祉、農業問題とそれぞれに異なるもので、筆者は島の生命と謳われる砂糖キビ農業を主に調査の対象とした（南大東島での滞在は14日～16日）。

南北大東島の経済は、農業・漁業・観光産業に依存しており、中でも特に、砂糖キビ農業は重要な基礎的産業である[1]。つまり、砂糖キビ農業は、沖縄県の経済振興のために必須の作目として政策的に位置づけられてきたものでもあり、本県では、離島部の経済が砂糖キビ農業と製糖業に対して大きく依存している。そこで、本稿ではまず南大東島の砂糖キビ農業を中心に―現地調査を基に沖縄関係の資料や村勢要覧等を踏まえて―考察することにしたい。なお、隣島の北大東島の砂糖キビ農業等については、「南北大東島を旅して⑵―北大東島」と題して別稿にていずれ論述することにしたい。

* 沖縄大学地域研究所特別研究員　youi_maki@yahoo.co.jp

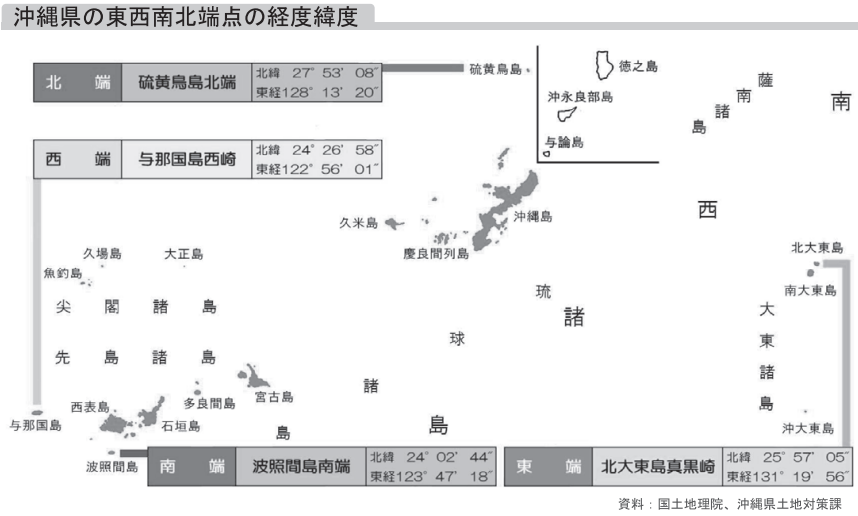

図１　沖縄県の略図（平成28年沖縄県勢要覧１頁）

二　島の概要[2]

南大東島（沖縄県島尻郡南大東村、一島一村）は北緯25度・東経131度の地点に位置し、北大東島、沖大東島と共に大東諸島を形成し、沖縄県内で６番目に面積の大きい島である。この島は沖縄本島の東海上約360キロメートルの海域に浮かぶ面積約30.5平方キロメートルの亜熱帯海洋性気候の島で、最高標高は75メートルである。それから、この島の気温と降水量は、年平均気温23.3度、年降水量1,591.7mmである[3]。

そして、この島は隆起珊瑚礁の島で地下には多くの鍾乳洞があり、「地底湖」を見ることのできる島でもある。島内は、在所、旧東、新東、南、北および池之沢の六つの字（区）に分かれており、市街地を形成しているのは字在所で、村役場の所在地は字南である。

「島の砂糖か　砂糖の島か　南大東　キビの波♪･･･」（南大東音頭）と唄われている通り、この島は農業を中心とした島で、特に砂糖キビ農業の盛んな島である。島民の高齢化は進行

表１　字別人口及び世帯数（平成 27 年 4 月末現在）　　単位：人・戸

字	男	女	計	世帯数
南	85	65	150	79
旧東	76	61	137	56
新東	27	17	44	24
北	58	36	94	52
池之沢	113	76	189	101
在所	371	292	663	350
合計	730	547	1,277	662

（平成28年南大東村勢要覧40頁抜粋）

しているが、現在の人口は横ばい状態にある。島の人口は約1,300名で、移住元は八丈島と沖縄本島が多く見られる。そして、この南大東村で15歳から18歳の年齢層が極めて少ないのは、島に高校がなく、殆ど彼らが高校進学のため沖縄本島などへ転出することによるものである。

三　島の歴史[4]

明治33（1900）年の八丈島[5]からの移住によって―八丈島出身の開拓王・玉置半右衛門（1838～1910年）を中心に―原生林が切り開かれ入植が始まり、その後沖縄各地からの入植も続き、八丈島の文化と沖縄各地の文化が融合した島となっている。周囲を断崖絶壁に囲まれたこの島に入植することは容易なことではなく、ましてや開拓することなどは至難のわざであったと推測される。

戦前は、特例として町村制は施行されず、製糖会社に島の自治が委ねられていた。かつての島民は、一部の管理的役職者を除けば、全て製糖会社に砂糖キビを納める小作農であり、島への渡航手段から商店・学校・郵便局等にいたるまで全て製糖会社の支配（社有）であった。また、開拓以来、八丈島系住民が沖縄系住民を使役する状態が続いていたが、戦後解消されたとのことである。

また、第二次大戦についての住民の戦争被害意識は、沖縄本島に比べて極めて軽いという感じでもある。そして、この島での―戦時中の―兵隊経験者らによれば局地戦では日本軍が勝利していた[6]ともいう。その後、昭和21（1946）年のアメリカ軍政開始により、村制が施行され、南大東村となった。

それから、戦後の米高等弁務官ポール・W・キャラウェイ（1905～1985年）についてであるが、彼は「沖縄が独立しないかぎり、沖縄住民による自治政治は神話である」[7]と主張し、沖縄の直接統治を行なった人物であり、沖縄本島では悪役と評されるが、この地では農地改革を推進し貢献したため、島民の所有権獲得に感謝され[8]、胸像がふれあい広場に建立されている。つまり、開拓以来、製糖会社は島民（農民）の土地所有権を認めてこなかったため、戦後、大日本精糖㈱との間に土地問題が起こり、昭和26（1951）年から始まった所有権獲得の闘争は、「土地を愛する者に土地を与えよ」をスローガンに、足掛け13年の歳月を掛けて、同39（1964）年に農民側が勝利した。このことによって、島内の耕作地の所有者が大日本精糖㈱ではなく、島民であることが最終的に確認された。その際、キャラウェイ（高等弁務官の任期は、1961～1964年）の果した役割―つまり所有権は農民のものと裁断したこと―は大きかったのである。

そして、昭和47（1972）年５月のアメリカから日本への沖縄施政権返還に伴い、日本領に復帰した。

四　島の文化と生活

南大東島には、産土神（うぶすながみ）を祀っている大東神社と火の神（＝台所の神）を祀っている秋葉神社（共に八丈島系）があるが、八丈島と沖縄の文化の融合として、大東神社の入り口には、シーサーの石造が置かれている。また、この島には、石敢當（いしがんとう）、大東太鼓、御輿など沖縄及び八丈島の有形文化の双方が見られるが、祭りや行事[9]にも、シーミー（清明）祭、大東エイサー、観音祭、豊年祭等が見られ、沖縄と八丈島の双方の影響を基礎としているものである。

毎年９月に行なわれる村（島）最大の祭りである豊年祭の実行委員長は村長が務めるが、このことは地域産業のみならず地域のすべてが発展せねばならないということを窺わせるものである。また近年、この祭りの際には、八丈島から町長も招待されるなど、八丈島との親密な交流も行なわれている[10]。なお、この祭りには、沖縄で南北大東島以外には見られない神輿や山車（だし）、江戸相撲が登場し、同時に、沖縄角力や琉球舞踊などの演芸もあり、移住者が出身地の文化を持ち込みながら、それを南大東島の祭りとして鞠育（きくいく）してきたその姿と評される[11]ものである。また、この豊年祭は、この島が沖縄本島から遠く離れた海域にあり、なおかつ台風も多い島であるため、一年間平穏に暮らせるように、という願いが込められた島最大の行事であるという。それから、沖縄特有の血縁集団の共同墓（門中（ムンチュウ）墓）は、この島には見られない。

この島は戦後に至るまで、㈲玉置商会から東洋製糖㈱へ、そして大日本製糖㈱と製糖会社による民間統治の長い島でもあった。現在、製糖は、大東糖業㈱によって分蜜糖（砂糖の結晶から糖蜜を分離した砂糖）としての製品出荷が行なわれている。また、大正６（1917）年から昭和58（1983）年９月まで、鉄道が敷かれ砂糖キビ運搬列車（シュガートレイン）が運行されていたが、時代の変化（トラック利用等の普及）により廃止された[12]。

それから、島のいたるところにドリーネ（石灰岩が溶けて生じた窪地）があり、天水が溜って池を形成し島民の生活を支えてきた。かつて島民らは用水については天水に頼っていたが、現在は大型造水機・海水淡水化施設により水を確保している。そして、石垣には珊瑚石を利用しており、また生活用材にはアダンの繊維（草履等）やビロウの木（燃料や建築用材）を利用していた[13]が、竹利用は殆ど見られない[14]。また、この島には砂浜がなく砂の採取ができないため、建築資材は高いとのことである。

五　現在の島の産業

１．農　業

南大東島は、明治33（1900）年の開拓開始より一世紀を経た今日、ビロウなどの原生林が生い茂る土地から砂糖キビ畑が広がる砂糖の島へと大きな変貌を遂げている。現在、沖縄県の砂糖キビ農業は、農家の高齢化に伴い縮小してきている中、南北大東島や宮古島等では、極めて依存度が高い現状である[15]。つまり、本県離島部の経済が砂糖キビ農業と製糖業に対して極めて強く依存していること、このことは代替的な作目があまり存在しえないと考えていることに拠るものであろう。

明治期の開拓から現在に至るまで、砂糖キビ農業と製糖がこの島の基幹産業であり、砂糖キビ畑が島面積の大半を占め、島民らはこのことを「砂糖キビの島」と自負している。かつてはこの島の土地自体が肥料（海鳥の糞）を含んでおり、肥料を施さずとも砂糖キビは自然に育っていたが、現在は有機物が少なくなり土壌が悪くなっており、化学肥料などを撒いている。なお、ハーベスター（収穫機械）による刈り取りなど、砂糖キビ農業の大型化が進んでいる島である。砂糖キビは風害により倒れ、また潮害により葉が黄色くなるが、再び立ち上がるという作物でもある[16]。また現在では、独自の農場（93ヘクタール）を有する農業のサポート会社・アグリサポート南大東㈱が、農作業を行ない農家の人手不足を補っている。

この島では、砂糖キビが農作物の90％を占めるが（砂糖キビ生産者250戸）、その他にかぼちゃ、さつまいも、里芋等の農業も盛んであり、そして、かぼちゃ（かぼちゃ名：エビス）は首都圏や関西圏にて高値で取引される[17]とのことである。なお、島バナナ、パインアップル、パパイヤ等の果物もよく育つ島である。また、畜産は戦前戦後盛んであったが、役用牛馬は農業機械化に伴い毎年減少し、最近まで農家の副業として肉用牛として畜産が行なわれていた。

表２　砂糖キビ生産量字別実績

字	収穫面積（ha）	収　量（kg）	反　収（kg）
在所	13,643	5,446,730	3,992
池之沢	24,228	9,600,704	3,963
北	26,879	9,348,570	3,478
新東	16,015	5,909,186	3,690
旧東	11,523	4,448,279	3,860
南	22,114	7,484,792	3,385
合計	114,402	42,238,261	22,368

（村勢要覧48頁抜粋）

表３　かぼちゃ生産の推移

年次	面積（ha）	反　収（kg /ha）	収　量（kg）	金　額（千円）
平成 22 年	8.9	1,048	93,490	29,972
平成 23 年	13.5	783	105,850	53,118
平成 24 年	24.1	728	176,060	61,257
平成 25 年	32.6	744	242,660	96,257
平成 26 年	39.5	720	284,370	118,793

（村勢要覧48頁抜粋）

表４　畜産飼養頭羽数

	肉用牛（頭）	山羊（頭）	採卵鶏（羽）
平成 22 年	892	99	508
平成 23 年	783	99	500
平成 24 年	283	79	500
平成 25 年	1	70	800
平成 26 年	0	74	700

（村勢要覧48頁抜粋）

２．水産業

南大東島の水産業は大規模の産業ではないが、島の周辺海域は、サワラ、マグロ、黒尻カマス（ナワキリ）、ソデイカ等がよく獲れる好漁場である。南大東村漁業組合（漁業経営体数約20）[18]を中心に漁撈活動が行なわれており、サワラやマグロなどの漁獲高は豊富で、それらの魚類は島の名産として大東寿司の食材などにも使われている。また、豊年祭では漁師も共に祝い、マグロ一本が境内に奉納されるとのことである[19]。

この島の近海は、豊かな漁場ではあるが、小型ボートによる漁獲で村内需要と若干の村外出荷が見られる小規模漁業経営を与儀なくされていた。しかし、平成に入って漁港も整備され、漁業の発展にも取り組んでいる。近年は、県内の大型スーパーへも出荷されるようになった。つまり、平成元（1989）年度から着工した彫り込み式（陸地を開削する工法）の南大東漁港は同12（2000）年度に一部開港となり、本村漁業振興開発と近海で操業する漁船の避難や寄港及び前進基地となって、将来、大規模な水産開発が期待されている。

また、村が一体となって―第四次南大東村総合計画の目標の一つとして―漁業に関して、「自然の恵みを資源に開拓魂とともに産業が生きる島」をキャッチフレーズに、販路拡大や加工品の増加等による市場の開拓を行なうとともに、漂着物の回収等、海を守る活動に取り組んでいる[20]ことは、自然環境保全との調和という視点から、重視すべき事項である。

表５　漁獲高の推移

	漁獲高（kg）	単価（kg/円）	金額（千円）
平成 22 年	126,432	601	75,960
平成 23 年	93,932	567	53,264
平成 24 年	92,324	451	41,269
平成 25 年	82,823	525	43,496
平成 26 年	104,610	537	56,175

（村勢要覧48頁抜粋）

３．観光産業

島の女性ら数人が中心となり、地域農産物の素材・かぼちゃを原料とした羊羹の製造販売に力を注いでいることが見受けられる[21]。なお、この島の行政は観光振興や地域の活性化の

起爆剤として、かつて島の各字を繋いでいたシュガートレイン「復活夢実現事業の推進」を掲げているが、実現するには、困難な問題（保線管理やコスト高の問題等）[22]もあり、この点は克服されねばならぬ課題である。また、シージャーキー（マグロのミリン干し）、大東寿司、ラム酒、大東そばなどの特産品（島独自の食文化）の製造販売に取り組んでいることは、多いに期待すべきことである。

観光産業を増やす目的の一つは、失業を減らし、所得を拡大することであるが、南大東島も同じ目的から、仕事を確保し、所得の拡大効果を見込まねばならないのである[23]。そのことについて、如何なることが必要であるか―島民が一丸となって―徹底的な研究が必要とされよう。要するに、海と山（林）で遊べて、滞在できる社会環境を更に模索する必要がある。そして、砂糖キビ農業の強化や彫り込み式漁港のより一層の整備・充実による漁業の向上によって、そこから事業を波及させ育成していくことが、良好な観光開発の基礎であり、雇用と定住促進の強化につながるといえよう。

六　今後の課題と展望

１．農業の今後

南大東島では一戸当たりの経営規模が約８ヘクタールで、経営耕地面積が広く、わが国では例の少ない―大型機械化一貫作業体系による―大規模経営が確立している。今後はより一層の農業基盤の整備・土づくり・病害虫防除等の推進、生産性の向上を図ることが重要であり、期待される[24]。これからも「砂糖は島を守り、島は国土を守る」のスローガンに注目し、サスティナブルな砂糖キビ農業に期待したい。

この島では、砂糖キビはタンカル（炭酸カルシウム）を撒かないと根が這っていかず、島では今、カボチャも栽培されているが、カボチャを植えて初めて、土地のやせ具合が分かるという[25]。砂糖キビは代替的な作物に乏しいため、甘しゃ（砂糖キビ）糖業はこの島に限らず、南西諸島の経済の振興のために必須の作目として位置付けられているが、この島で農家所得向上として砂糖キビとカボチャの輪作を計画実行していることは、島民にとって最も重要なことではなかろうか。なお、最近はカボチャを作る農家が多くなっている。

また、隆起珊瑚礁の島のため、池の水が塩分を含んでおり、表面水は僅かの淡水で、殆ど使用できない状況である。なお、梅雨時の長雨のため、砂糖キビは糖度が低いというが、優良苗助成と肥培管理の進展が更に望まれるところである。それから、干ばつ対策・土づくり・高性能機械の導入・病害虫対策など取り組まねばならぬ問題も多々あるが、輸送コストの問題等、離島が直面する課題について、沖縄振興特別措置法[26]の適用（指定離島）を念頭に置き考えていくべきであろう。

２．文化の向上と観光産業のこれから

南大東島では、農業・漁業と連携した観光産業を必要としようが、観光客受け入れに制約

が有るとのことである。つまり、島の地形が断崖絶壁のため上陸が不便であり、また定期船が岸壁に接岸できず、乗船客をコンテナに乗せ換えそれをクレーンで吊上げるシステムとなっている。そのような地形上の不利な条件を除くためにも、彫り込み式港の築港研究を多いに必要としよう。それから、近年、航空機の大型化にもより、観光客が容易に訪れることが可能になり、豊かな自然を生かした観光地としても注目されるようになった。よって、島の観光振興として、自然保護と併せて自然文化（天然記念物）すなわち豊かな自然を活かした島の更なる振興に期待するところである。

そして、この島では、この地域の文化・歴史を学ぶ上で、図書施設が不足していることが見受けられる。図書施設としては、小中学校の図書室と移動図書館によるが、更に教育の発展充実という点から、図書施設の拡充（固定図書館の設置）が望まれる。つまり、図書施設は社会教育文化についての発展に欠かせないものであり、その組織・機能・規模を新たな視点から捉え直す必要がある。併せて、島民が慣れ住んだこの地を放棄しないためにも、子育て支援システムや離島医療施設の充実が更に望まれる。

それから、この島は行政上沖縄県に属しながらも、八丈島の文化、沖縄県各地の文化そして製糖会社がもたらした本土の風習が混交しており、沖縄県内の他の地域（北大東島を除いて）に見られない独自の社会・文化を作り上げているが、この島独自の文化（豊年祭など）をより一層島外に向けて発信することが必要ではなかろうか。

３．TPPの発効問題[27]

南大東島にとって、砂糖キビ産業は島の基幹産業と位置づけられ[28]島の生命であるため、TPP（環太平洋経済連携協定）との関係を見ておく必要がある。

国産原料で砂糖を製造するとコストが高くなるため、我が国では助成金によって国内での砂糖生産を維持している。我が国では、精製糖の関税率を高く設定しているため精製糖の輸入は殆どなく、粗糖の輸入に対して調整金を徴収し、それを財源として生産者・製糖工場に対して交付金（甘味資源作物交付金、国内産糖交付金）を支給し、砂糖の安定供給を実現している[29]。国産原料による砂糖生産量は655千トンで、砂糖需要量全体（2,107千トン）の３割を占めている（10年度）。また、ここ数年、国産糖の卸売価格は１キロあたり170円前後なのに対し、豪州産は50円で３倍以上の開きがあるが、それでもやってこられたのは、328％まで設定できる高い関税と、輸入品を買う国内の製糖メーカーから年間500億円の調整金を取り、価格差を埋めているからである。

我が国での砂糖の原料は８割弱が北海道のテンサイで、残り２割強が黒糖で鹿児島県（奄美諸島、種子島）と沖縄県で生産されている。重要５項目（関税撤廃の対象外）の中に甘味資源として含まれているが、TPP発効となれば、砂糖きび農家は生き残りが厳しい状況にあることは―北海道、鹿児島（奄美諸島、種子島）及び沖縄に限らず―殆どの国民が認識しているところである。つまり、「国内産糖が海外からの安価な農産物との競争に晒されれば、

生産農家ひいては地域経済が甚大な影響を被る」との予測は念頭に置かねばならないことである。そうではあるが、南大東島の現状は、TPP発効の危機感が島全体に強くある中、そのことに対して、島が一丸となって砂糖キビ農業を守り抜く姿勢が窺われる。

そして現在、この島で、砂糖キビを原料とするラム酒の製造販売事業（㈱グレイスラム、2004年３月設立）[30]も行なわれているが、このことが島の産業発展の一要素と期待されており、この事業の発展に多いに期待したいものである。

七　結　び

我が国の農業は、TPP発効をにらむ差し迫った社会状況にある[31]が、南大東島の砂糖キビは、島民の暮らしを支え島に富をもたらしたものである。したがって、この島は砂糖キビによる「宝の島」と位置付けられるが、この宝の島の今後を、どう発展させていくか、つまり台風等の災害に強い砂糖キビの品種改良は当然のこととして、砂糖キビ農業を如何に守っていくか、開拓開始時の原点に立ち戻って開拓者精神を踏まえて更に考えていく必要がある。この島は開拓者精神の脈々と宿る島なのである。また、この島では、砂糖キビ農業が島の経営を動かす最も基本的な産業である故、砂糖キビの安定生産による農業振興施策を図ることが重要な課題である。つまり、島の繁栄の基礎は、農家の生産性向上にあるのである。

この島は隣島の北大東島と共に、八丈島、沖縄そして製糖会社がもたらした文化が融合する独自の文化を持つ島である。更なる島の発展つまり砂糖キビの波とウフアガリチャンプルー（混ぜ合わせ）文化の進展のためにも、「島とは何か」「島の抱える問題」を農学、農業経済学及び農業法学の視点のみならず民俗学等との連携した視点からもより一層の相互研究が望まれよう。

注

1　増井好男・小野甲二「離島の農地構造問題と農業振興施策」『土地と農業』第40号（全国農地保有合理化協会、2010年）195～205頁参照。

2　『平成28年南大東村勢要覧』（南大東村、2016年）、『平成28年沖縄県勢要覧』（沖縄県企画部統計課、2016年）、http ://www.vill.minamidaito.okinawa.jp/industry.htm（2016年９月23日）、等参照。

3　https://wether.time-j.net/Climate/Chart/minamidaito（2016年10月21日）、南大東島の気候（気温と降水量、統計期間：1981～2010年）

4　前掲・注２）の村勢要覧11～12頁、土屋久「島の精神文化誌・豊年祭とサトウキビ（前編）」『季刊しま』244号（日本離島センター、2016年）72～86頁、同（後編）同誌245号（同、2016年）88～101頁、等参照。

5　因みに、八丈島（東京都八丈島八丈町）は伊豆諸島の島（無人島となっている小八丈島を含む）で、東京の南方海上287キロメートルに位置し、面積約72平方キロメートル、人口約7,500人の島である。http://www.town.hachijo.tokyo.jp/gaiyo/gaiyou.html（2016年10月20日）。

6　20数年前、筆者の父から聞いた話である。1944年～1945年の約２年間この島での戦地体験によるものである。

7　伊波勝雄『世替わりにみる沖縄の歴史』（むぎ社、2003年）328頁。

8　前掲・注４）土屋245号93～94頁。

9　北大東島では大東宮例祭等があり、そこでも八丈島系・沖縄系の文化が見られる。

10　前掲・注４）土屋244号81～82頁参照。

11　前掲・注４）土屋244号73頁参照。

12　前掲・注２）の村勢要覧15頁参照。

13　在住者H氏（82歳、男性）談。

14　極めて短期間の滞在だったため、ホウライチクなどの竹林を見つけられなかったが、いずれ再訪の機会を得て、竹林及び竹利用について民具学的視点から竹の果たした役割等を再調査したい。要するに、南九州が竹中心の文化圏であることとの比較研究を行ないたい。なお、この島の竹の生息については、清水善和「南大東島の自然―もう一つの大洋島の視点から―」『地域学研究』第16号（駒澤大学、2003年）14～15頁参照。

15　井上荘太朗「沖縄県におけるさとうきび作と製糖業の現状と課題」『農林水産政策研究』第12号（農林水産政策研究所、2006年）65～84頁。

16　在住者H氏談。

17　かぼちゃ農家Y氏談。

18　『27年度公共事業の事後評価書』（水産庁、2016年）。

19　前掲・注４）土屋244号82頁参照。

20　前掲・注２）の村勢要覧32頁参照。

21　南大東村農漁村生活研究会ぽっぽ屋の女性数名が集まって行なっている。在住者N氏(女性)談。

22　観光客数との関係で採算が採れないでは。在住者N氏（男性）談。

23　渡久地明『南大東村フォーラム～新たな産業の取り組みを検証する～レポート・現状と展望』(沖縄観光速報社、2005年）10頁参照。

24　筆者は、政府からの助成（糖調法）なくしても自立できる方向への仕組みづくりが、困難ではあるが必要である、と考える。

25　前掲・注４）土屋245号96頁参照。

26　平成14年３月31日法14号。青木康容「沖縄の振興計画と地域開発⑷『佛教大学社会学部論集』第54号（2012年）117～135頁。

27　牧洋一郎「琉球弧の島―奄美と沖縄を比較して」『地域研究』第14号（沖縄大学地域研究所、2014年）63～71頁。

28　前掲・注２）の村勢要覧31頁参照。

29　清水徹朗「奄美諸島のさとうきび生産と製糖業」『調査と情報』29号（農中総研､2012年）４頁、2011年２月６日付朝日新聞記事、等参照。

30　http://www.rum.co.jp/company/（2016年10月６日）。

31　TPPと関連法が、2016年12月９日の参院本会議で可決され、承認、成立した。しかし、TPPの発効に不可欠な米国の参加は不透明である。トランプ次期大統領がTPP脱退の意向を変えていない。2016年12月18日付南日本新聞記事参照。

追記：2017年１月20日、第45代米大統領に、ドナルド・トランプ氏が就任したが、就任直後、TPPからの離脱を正式表面した。TPP参加12ヶ国の国内総生産（GDP）は世界全体の４割を占めるが、米国が抜けることで、TPPは発効できなくなる。

沖縄大学地域研究所紀要『地域研究』投稿規程

１．目　的

沖縄大学地域研究所は、琉球弧およびアジア地域に関する国内外の研究水準の向上を目的として、沖縄大学地域研究所紀要『地域研究』を原則として年２回発行する。

刊行・編集については、本研究所紀要編集委員会（以下、編集委員会とする）がその任にあたるものとする。

２．投稿資格

本誌への投稿は、原則として沖縄大学地域研究所所員（学内所員および特別研究員）、および編集委員会が投稿を依頼した者とする。

３．原　稿

原稿は、原則として日本語または英語で書かれたものとし、琉球弧およびアジアを対象とする未発表のもので、以下のいずれかに相当するものとする。

⑴　論　文
⑵　研究ノート
⑶　判例研究
⑷　調査報告（現地調査などによって得られた資料、データ、聴取記録など）
⑸　実践研究報告
⑹　その他（書評、資料紹介、翻訳など）

４．原稿の提出

原稿は、執筆要項にしたがってMS-Wordで作成し、以下のメールアドレスにメールにて提出とする。

E-mail：chiken@okinawa-u.ac.jp

５．原稿の締め切り

毎年、６月末日及び12月末日を原稿提出の締め切りとする。

６．原稿の種分けおよび採否

⑴　原稿の種分けの最終的な決定は編集委員会が行う。
⑵　原稿の採否については編集委員会が決定する。

７．査　読

原稿の採否について、特に３に示された種別のうち、論文については、査読者により判定される。査読者は、学内外における当該論文の内容にふさわしい研究者とし、編集委員会より委嘱される。査読の方法ならびにその取り扱いについては別途定める。

８．掲載誌及び抜刷の贈呈

掲載誌２部、抜刷30部を執筆者に贈呈する。これらを超える部数については、執筆者の自己負担とする。

９．著作権

⑴　掲載された論文等の著作権は原則として本研究所に帰属する。
⑵　掲載された論文等は、インターネット上で公開される。
⑶　本誌掲載の原稿を転載する場合は、本誌に掲載された原稿である旨を転載先の原稿に記載した上で、出版物を１部本研究所に寄贈して下さい。

10．問い合わせ先

〒902-0075　沖縄県那覇市字国場405　沖縄大学地域研究所
(tel 098-832-5599　　fax 098-832-3220　　メール chiken@okinawa-u.ac.jp)

沖縄大学地域研究所紀要『地域研究』執筆要項

1．使用する言語
原則的に日本語または英語とします。

2．表題と著者名
和文原稿には英文表題と英文著者名をつけて下さい。英文原稿の場合は、和文表題と和文著者名をつけて下さい。

3．要旨、要約、キーワード、原稿の種類と長さ
⑴　要旨
原稿の種類を問わず、執筆の意図を説明するものとして要旨（150字、英文の場合は40語）を冒頭につけて下さい。地域研究という性格上、専門分野が多岐にわたるため、他分野の読者にも、原稿の狙いや扱っている問題の性格についての理解を促すためのものとして心がけて下さい。
⑵　要約
和文の論文には和文要約（600字程度）および原則として英文要約（600語以内）をつけて下さい。
英文の論文の場合には英文要約（200語程度）および和文要約（1,200～2,600字程度）をつけて下さい。
⑶　キーワード
各要約の末尾には、それぞれの言語で３～５語のキーワードを明記して下さい。
⑷　原稿の種類と長さ（和文）
400字詰原稿用紙換算。図表、注、文献リストを含みます。要旨、要約は字数に含みません。
・「論文」：40～70枚＋要旨（150字）＋要約（600字程度）＋キーワード（５つ程度）
・「研究ノート」「判例研究」：20～50枚＋要旨（150字）＋キーワード（５つ程度）
・「調査報告」「実践研究報告」：20～30枚＋要旨（150字）＋キーワード（５つ程度）
・「書評」「資料紹介」「翻訳」など：10～20枚＋要旨（150字）
⑸　原稿の種類と長さ（英文）
・「論文」:7,000語以内＋要旨（40語）＋要約（200語程度）＋和文要約（1,200～2,600字程度）＋キーワード（５つ程度）
・「研究ノート」「判例研究」:5,000語以内＋要旨（40語）＋要約（150語程度）＋キーワード（５つ程度）
・「調査報告」「実践研究報告」:3,000語以内＋要旨（40語）＋要約（100語程度）＋キーワード（５つ程度）
・「書評」「資料紹介」「翻訳」など：2,000語以内＋要旨（40語）

4．書式
原稿の書式は以下の原則に従って下さい。
⑴　ワープロソフトはMS-Wordに限定します。
・用紙：A4（横書き）。各頁には、通し番号を明記して下さい。
・余白：上下左右すべて20mm
・行数×文字数：40×40（1,600字）
・フォント：和文はMS明朝（10.5ポイント）、欧文はCentury（10.5ポイント）
⑵　論文は、表題、執筆者名、要旨、和文要約、英文要約（原則）、キーワード、本文、注、引用文献、図表の順序で構成して下さい。
⑶　研究ノート、判例研究、調査報告などは、表題、執筆者名、要旨、キーワード、本文、注、引用文献、図表の順序で構成して下さい。
⑷　注および図表の位置、特殊な指示などは、ペーパー原稿の上に朱書して下さい。

5．表記法

⑴　英数字は、原則として半角文字を用いて下さい。．　。（）＝　などの記号類は、全角文字を用いて下さい。

⑵　節、項には半角数字を用いて、それぞれ 1.（1）のように記して下さい。

⑶　外国人名や外国地名はよく知られたもののほかは、初出の箇所にその原綴りを、「フライブルク（Freiburg)」のように記して下さい。

⑷　原則として西暦を用いて下さい。年号を使用する場合には、「昭和63年（1988年)」のように記して下さい。

6．図表、写真

⑴　図表、写真はそのまま版下として使えるように、執筆者の責任で別紙に作成し、オリジナルおよび仕上がり寸法大のコピーを提出して下さい。

　メールで提出する場合は、jpgのデータを添付して下さい。(図表用の版下作成の必要が生じた場合には、執筆者に版下作成の実費を負担いただきます。)

⑵　図表の頭に、「図１　世界の人口（1992年12月末現在)」のように題名を記し、データ類を他の文献から引用する場合には、下部に「(出典）厚生省人口問題研究所『人口統計資料集1992』」のように、引用した文献を挙示して下さい。

⑶　図表、写真の挿入位置を原稿中に明記して下さい。

7．注、文献引用

⑴　注は、本文該当箇所の右肩に通し番号⑴、⑵のように記し、本文の最後にまとめて記載して下さい。

⑵　本文注とする場合は「Carson（1962)」のように「著者名（発表年)」を記して下さい。文献リストは、著者名（五十音順もしくはアルファベット順)、発表年、論文名、書名、雑誌名、出版社名、巻号：所在ページの順で記載して下さい。和文文献は書名、雑誌名を『　』で、論文名を「　」でくくり、欧文文献は書名、雑誌名をイタリックで表記して下さい。

8．校　正

　著者校正を１回行います。(万一校正段階の加筆、修正によって組換え等追加の費用が必要になった場合は、その費用を執筆者にご負担いただくことがあります。)

※原稿番号：＿＿＿＿＿＿＿＿

沖縄大学地域研究所紀要『地域研究』投稿票

※受付日：　　年　　月　　日
※は編集委員会記入

著者名（連名の場合は全著者について）
①日本語

②英　語

表　題
①日本語

②英　語

キーワード（５語程度）
①日本語

②英　語

文字数（図表、注、文献リストを含みます。要旨、要約は字数に含みません。）

原稿の種分け（著者希望）	**著者連絡先**
１．論　文	住所：〒
２．研究ノート	
３．判例研究	氏名：
４．調査報告	Tel:　　Fax:
５．実践研究報告	E-mail:
６．その他（　　）	

著者紹介（執筆者の①所属、②所属機関の住所、③E-mail を執筆文章の１ページ目に掲載します。連名の場合は全著者について掲載します。）

著者名：
①
②〒
③

著者名：
①
②〒
③

（注）原稿は、執筆要項にしたがってMS-Wordで作成し、メールで提出する。
問い合わせ先：〒902-0075　那覇市字国場405　沖縄大学地域研究所
Tel: 098-832-5599　Fax: 098-832-3220　E-mail: chiken@okinawa-u.ac.jp

『地域研究』 No.19

編集委員長　島村　聡（沖縄大学・地域研究所所長）
発 行 日　2017年３月
発　　行　沖縄大学地域研究所
〒902-0075　沖縄県那覇市字国場405
電　話：(098) 832-5599
ＦＡＸ：(098) 832-3220
E-mail：chiken@okinawa-u.ac.jp

印刷・製本　株式会社　国 際 印 刷
〒901-0147　沖縄県那覇市宮城1-13-9
電　話：(098) 857-3385
ＦＡＸ：(098) 857-3892
E-mail：kokusai@herb.ocn.ne.jp

Regional Studies No.19